学　生　便　覧

2019 年度

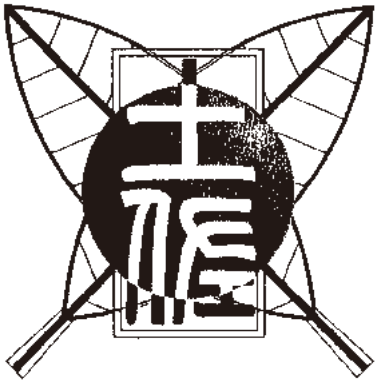

土佐リハビリテーションカレッジ

目　　次

土佐リハビリテーションカレッジ沿革 …… 2
土佐リハビリテーションカレッジ校歌 …… 3
2019年度学年暦行事予定表 …… 4
土佐リハビリテーションカレッジ学則 …… 11
　１．総　則 …… 11
　２．学年、学期及び休業日 …… 12
　３．修業年限及び在学期間 …… 12
　４．入　学 …… 12
　５．教育課程及び授業科目の履修 …… 13
　６．科目等履修生及び研究生 …… 14
　７．休学、復学、退学及び除籍 …… 14
　８．卒　業 …… 15
　９．入学検定料、入学金、授業料その他の費用 …… 15
　９－２．学校評価 …… 16
　10. 公開講座 …… 16
　11. 賞　罰 …… 16
　12. 雑　則 …… 17
　理学療法学科教育課程表 …… 18
　作業療法学科教育課程表 …… 20
土佐リハビリテーションカレッジ授業科目履修規則 …… 25
　諸願・届様式 …… 29
土佐リハビリテーションカレッジ学生生活に関する手続き規則 …… 33
　１．総　則 …… 33
　２．誓約書、保証書、身上調査書 …… 33
　３．学生証 …… 33
　４．住所届及び身上異動届 …… 34
　５．欠席、遅刻及び早退 …… 34
　６．健康診断 …… 35
　７．休学、復学及び退学 …… 35
　８．学生団体 …… 35
　９．集　会 …… 36
　10. 掲　示 …… 36
　11. 施設・備品の使用 …… 36
　12. 駐車・駐輪許可 …… 37
　諸願・届様式 …… 38
土佐リハビリテーションカレッジ附属図書館規程 …… 47
土佐リハビリテーションカレッジ団体活動助成規程 …… 51
　諸願・届様式 …… 53
土佐リハビリテーションカレッジ学生生活の手引き …… 57
学生関係規則 …… 69
土佐リハビリテーションカレッジ担当教員一覧 …… 83

土佐リハビリテーションカレッジ沿革

平成４年６月22日　本校運営法人となる社団法人土佐香南会設立（初代理事長　黒石繁行）

平成５年４月１日　香南リハビリテーション大学校 開校

初代校長　梅澤俊一就任

理学療法士作業療法士養成施設の指定

平成５年４月７日　第１回入学式　第１期生　理学療法学科33名、作業療法学科33名入学

平成８年２月21日　学校教育法に基づく専修学校の認可

校名を「土佐リハビリテーションカレッジ」に変更

平成９年３月12日　第１回卒業式挙行　本校同窓会「未来会」発足

平成10年４月１日　第２代校長　瀬戸勝男就任

平成15年３月27日　本校運営法人を学校法人土佐リハ学院に移行

平成16年４月１日　第３代校長　古郡隆弘就任

平成18年２月25日　第２代理事長　古郡隆弘就任

平成21年４月１日　高知市大津の新校舎に移転

定員を理学療法学科40名、作業療法学科40名に増員

平成22年６月１日　第３代理事長　依光隆夫就任

第４代校長　宮本謙三就任

平成25年６月29日　第４代理事長　森尾尚司就任

平成27年４月１日　第５代理事長　大﨑博澄就任

土佐リハビリテーションカレッジ校歌

作　詞　　横　田　益　輔
作　曲　　向　原　　寛
（高知大学名誉教授）

1. 命の光と　博愛の
理想に燃えた　青い空
写し流れる　舟入の
水に古人の　抱負聞き
集え若人
土佐リハビリテーションカレッジ
希望に　燃えて

2. 北斗の空に　仰ぎ見る
国見の山の　古き色
歴史はふれど　オリオンの
三星いまも　光る様に
輝け珠玉よ
土佐リハビリテーションカレッジ
誇り　気高く

3. 山の彼方に　かかる虹
若い命よ　青春よ
理想の光　遠くても
明日ある真理　信じつつ
羽ばたけ　世界に
土佐リハビリテーションカレッジ
未来を　拓く

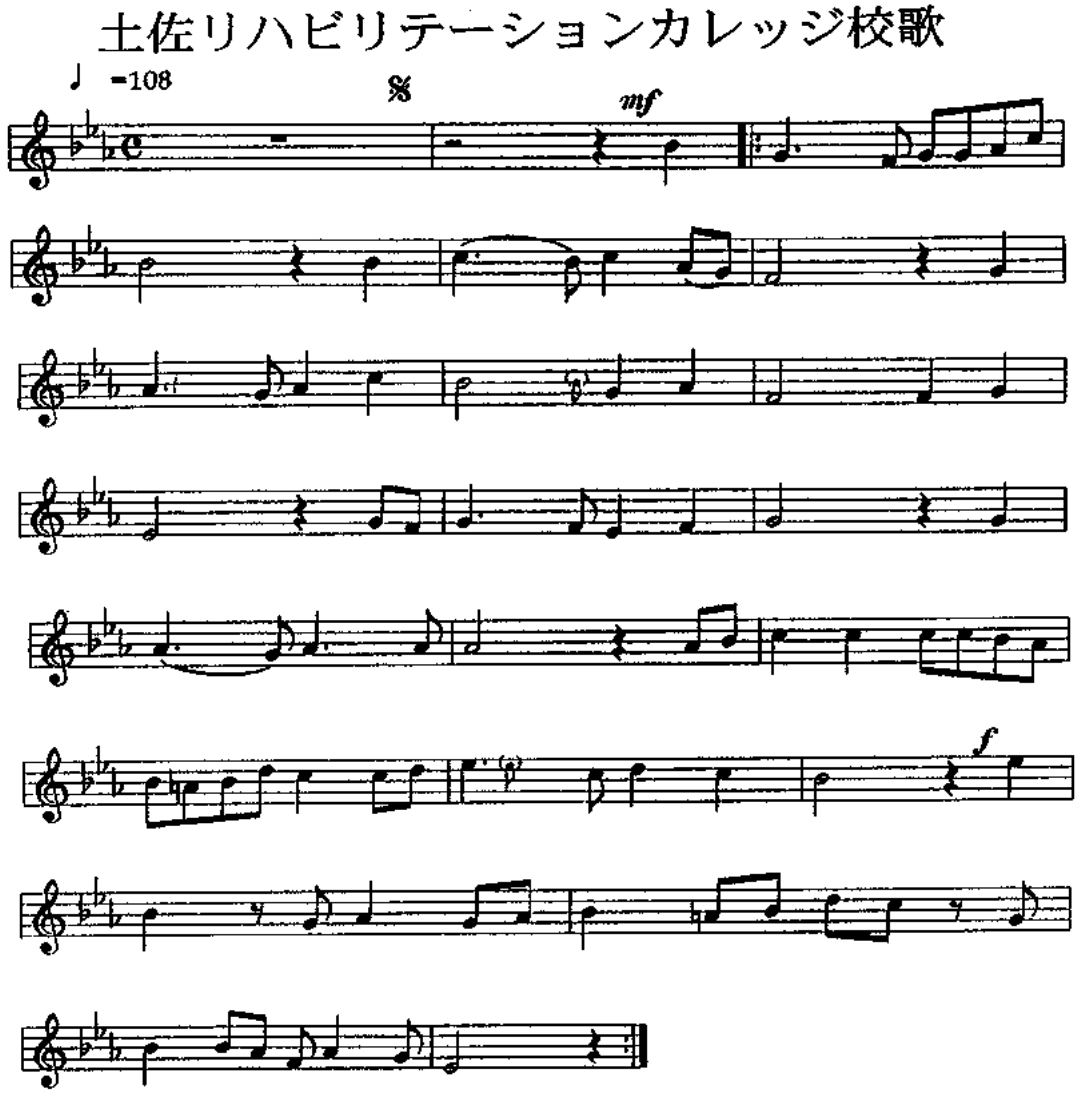

２０１９年度　学年暦　＜１年生用＞

	日	月	火	水	木	金	土	備　　考
４月		1	2	3	4	①5	6	3　入学式
	7	①8	①9	①10	①11	12	13	4　オリエンテーション
	14	15	16	17	18	19	20	5　前期講義開始　26　スポーツ大会
	21	22	23	24	25	26	27	29　昭和の日 30 国民の休日
５月	28	29	30	1	2	3	4	1　改元記念日　2 国民の休日
	5	6	月曜時間割7	8	9	10	11	3　憲法記念日
	12	13	14	15	16	17	18	4　みどりの日
	19	20	21	22	23	24	25	5　こどもの日　6　振替休日
	26	27	28	29	30	31	1	7　月曜時間割
６月	2	3	4	5	6	7	8	22　開設記念日
	9	10	11	12	13	14	15	
	16	17	18	19	20	21	22	
	23	24	25	26	27	28	29	
７月	30	1	2	3	4	5	6	15　海の日
	7	8	9	10	11	12	13	［前期試験］7/24～7/31
	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23	⑮24	⑮25	⑮26	27	
８月	28	⑮29	⑮30	31				［夏季休業］8/1～8/31
	4	夏　季　休　業						11　山の日
	11							12 振替休日
	18							
	25							
９月	1	再　試　・　補　講　期　間						［再試・補講期間］9/2～9/7
	8	9	10	11	12	13	14	10 健康診断　16 敬老の日
	15	16	17	18	19	20	21	19 指定校・特別推薦・ＡＯ推薦入試
	22	23	24	25	26	27	28	23 秋分の日
１０月	29	30	①1	①2	①3	①4	5	1　後期講義開始
	6	①7	8	9	10	11	12	13　かんきつ祭　14　体育の日
	13	14	15	月曜時間割16	17	18	19	16　月曜時間割　22　即位礼正殿の儀
	20	21	22	23	24	25	26	25　一般推薦入試Ａ
１１月	27	28	29	30	31	1	2	3　文化の日
	3	4	5	月曜時間割6	7	8	9	4　振替休日
	10	11	12	13	14	15	16	6　月曜時間割
	17	18	19	20	21	22	23	23　勤労感謝の日
	24	25	26	27	28	29	30	
１２月	1	2	3	4	5	6	7	19 一般推薦入試Ｂ
	8	9	10	11	12	13	14	［冬季休業］12/24～1/6
	15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	冬　季　休　業					
１月	29							13　成人の日
	5		7	8	9	10	11	25　一般入試Ａ
	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	21	22	23	24	25	［後期試験］1/30～2/7
２月	26	27	予備枠28	29	⑮30	⑮31	1	11　建国記念の日
	2	⑮3	⑮4	⑮5	6	7	8	23　天皇誕生日
	9	10	11	12	13	14	15	24　振替休日
	16	17	18	19	20	21	22	
	23	24	25	26	27	28	29	
３月	1	2	3	4	5	6	7	7　卒業式
	8	9	10	11	12	13	14	12　一般入試Ｂ
	15	16	17	18	19	20	21	20　春分の日
	22	学　年　末　休　業						［学年末休業］3/23～

２０１９年度　学年暦　　＜２年生用＞

	日	月	火	水	木	金	土	備　　考
４月		1	2	3	4	①5	6	3　入学式
	7	①8	①9	①10	①11	12	13	4　オリエンテーション
	14	15	16	17	18	19	20	5　前期講義開始　26　スポーツ大会
	21	22	23	24	25	26	27	29　昭和の日 30 国民の休日
５月	28	29	30	1	2	3	4	1　改元記念日　2 国民の休日
	5	6	月曜時間割7	8	9	10	11	3　憲法記念日
	12	13	14	15	16	17	18	4　みどりの日
	19	20	21	22	23	24	25	5　こどもの日　6　振替休日
	26	27	28	29	30	31	1	7　月曜時間割
６月	2	3	4	5	6	7	8	22　開設記念日
	9	10	11	12	13	14	15	
	16	17	18	19	20	21	22	
	23	24	25	26	27	28	29	
７月	30	1	2	3	4	5	6	15　海の日
	7	8	9	10	11	12	13	［前期試験］7/24～7/31
	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23	⑮24	⑮25	⑮26	27	
８月	28	⑮29	⑮30	31				［夏季休業］8/1～8/31
	4	夏　季　休　業						11　山の日
	11							12 振替休日
	18							
	25							
９月	1	再　試　・　補　講　期　間						［再試・補講期間］9/2～9/7
	8	9	10	11	12	13	14	9 健康診断　16 敬老の日
	15	16	17	18	19	20	21	19 指定校・特別推薦・ＡＯ推薦入試
	22	23	①24	①25	①26	①27	28	23 秋分の日　24　後期講義開始
１０月	29	①30	1	2	3	4	5	13　かんきつ祭
	6	7	8	9	10	11	12	14　体育の日
	13	14	15	月曜時間割16	17	18	19	16　月曜時間割　22　即位礼正殿の儀
	20	21	22	23	24	25	26	25　一般推薦入試Ａ
１１月	27	28	29	30	31	1	2	3　文化の日
	3	4	5	月曜時間割6	7	8	9	4　振替休日
	10	11	12	13	14	15	16	6　月曜時間割
	17	18	19	20	21	22	23	23　勤労感謝の日
	24	25	26	27	28	29	30	
１２月	1	臨　床　評　価　実　習						［臨床評価実習］12/2～12/14
	8							［症例報告会等］12/16～12/20
	15	16	17	18	19	20	21	19　一般推薦入試Ｂ
	22	23	冬　季　休　業					［冬季休業］12/24～1/6
１月	29							13　成人の日
	5		7	8	9	10	11	16　月曜時間割
	12	13	14	15	月曜時間割16	17	18	25　一般入試Ａ
	19	20	21	22	23	24	25	
２月	26	27	28	29	30	31	1	11　建国記念の日
	2	3	4	5	6	7	8	［後期試験］2/13～2/21
	9	10	11	12	⑮13	⑮14	15	23　天皇誕生日
	16	⑮17	⑮18	⑮19	20	21	22	24　振替休日
	23	24	25	26	27	28	29	
３月	1	2	3	4	5	6	7	7　卒業式
	8	9	10	11	12	13	14	12　一般入試Ｂ
	15	16	17	18	19	20	21	20　春分の日
	22	学　年　末　休　業						［学年末休業］3/23～

２０１９年度　学年暦　　＜３年生用＞

	日	月	火	水	木	金	土	備　　考
４月		1	2	3	4	①5	6	3　入学式
	7	①8	①9	①10	①11	12	13	4　オリエンテーション
	14	15	16	17	18	19	20	5　前期講義開始　26　スポーツ大会
	21	22	23	24	25	26	27	29　昭和の日 30 国民の休日
５月	28	29	30	1	2	3	4	1　改元記念日　2 国民の休日
	5	6	月曜時間割7	8	9	10	11	3　憲法記念日
	12	13	14	15	16	17	18	4　みどりの日
	19	20	21	22	23	24	25	5　こどもの日　6　振替休日
	26	27	28	29	30	31	1	7　月曜時間割
６月	2	3	4	5	6	7	8	22　開設記念日
	9	10	11	12	13	14	15	
	16	17	18	19	20	21	22	
	23	24	25	26	27	28	29	
７月	30	1	2	3	4	5	6	15　海の日
	7	8	9	10	11	12	13	［前期試験］7/24～7/31
	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23	⑮24	⑮25	⑮26	27	
８月	28	⑮29	⑮30	31				［夏季休業］8/1～8/31
	4	夏　季　休　業						11　山の日
	11							12 振替休日
	18							
	25							
９月	1	再　試　・　補　講　期　間						［再試・補講期間］9/2～9/7
	8	9	10	11	12	13	14	10 健康診断　16 敬老の日
	15	16	17	18	19	20	21	19 指定校・特別推薦・ＡＯ推薦入試
	22	23	①24	①25	①26	①27	28	23 秋分の日　24　後期講義開始
１０月	29	①30	1	2	3	4	5	13　かんきつ祭
	6	7	8	9	10	11	12	14　体育の日
	13	14	15	16	月曜時間割17	18	19	17　月曜時間割　22　即位礼正殿の儀
	20	21	22	23	24	25	26	25　一般推薦入試Ａ
１１月	27	28	29	30	31	1	2	3　文化の日
	3	4	5	月曜時間割6	7	8	9	4　振替休日
	10	11	12	13	14	15	16	6　月曜時間割
	17	⑧18	⑧19	⑧20	⑧21	⑧22	23	［後期試験］11/18～11/22
	24	25	26	27	28	29	30	23　勤労感謝の日
１２月	1	2	3	4	5	6	7	19 一般推薦入試Ｂ
	8	9	10	11	12	13	14	［冬季休業］12/24～1/6
	15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	冬　季　休　業					
１月	29							PT学科［臨床総合実習Ⅰ］1/8～2/18
	5	6	7					OT学科［臨床総合実習Ⅰ］1/8～3/3
	12							13　成人の日
	19							25　一般入試Ａ
２月	26	臨　床　総　合　実　習　Ⅰ						11　建国記念の日
	2							23　天皇誕生日
	9							24　振替休日
	16							
	23							
３月	1			4	5	6	7	7　卒業式
	8	9	10	11	12	13	14	12　一般入試Ｂ
	15	16	17	18	19	20	21	20　春分の日
	22	学　年　末　休　業						［学年末休業］3/23～

２０１９年度　学年暦　　＜４年生用＞

	日	月	火	水	木	金	土	備　　考
４月		1	2	3	4	5	6	3　入学式
	7	8	9	10	11	12	13	4　オリエンテーション
	14	15	16	17	18	19	20	5　前期講義開始　26　スポーツ大会
	21	22	23	24	25	26	27	29　昭和の日 30 国民の休日
５月	28	29	30	1	2	3	4	1　改元記念日　2 国民の休日
	5	6	7	8				4　みどりの日
	12							5　こどもの日
	19							6　振替休日
	26	臨　床　総　合　実　習　Ⅱ-1						［臨床総合実習Ⅱ-1］5/9～7/3
６月	2							22　開設記念日
	9							
	16							
	23							
７月	30				4	5	6	［臨床総合実習Ⅱ-2］7/11～9/4
	7	8	9	10				15　海の日
	14							
	21							
８月	28	臨　床　総　合　実　習　Ⅱ-2						11　山の日
	4							12 振替休日
	11							
	18							
	25							［夏季休業］9/5～9/30
９月	1							10 健康診断　16 敬老の日
	8	夏　季　休　業						18 就職説明会
	15							19 指定校・特別推薦・ＡＯ推薦入試
	22							23 秋分の日
１０月	29		1	2	3	4	5	1　後期講義開始
	6	7	8	9	10	11	12	13　かんきつ祭
	13	14	15	16	17	18	19	14　体育の日
	20	21	22	23	24	25	26	25　一般推薦入試Ａ
１１月	27	28	29	30	31	1	2	3　文化の日
	3	4	5	6	7	8	9	4　振替休日
	10	11	12	13	14	15	16	9　実習指導者会議
	17	18	19	20	21	22	23	23　勤労感謝の日
	24	25	26	27	28	29	30	
１２月	1	2	3	4	5	6	7	19 一般推薦入試Ｂ
	8	9	10	11	12	13	14	［冬季休業］12/24～1/6
	15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	冬　季　休　業					
１月	29							13　成人の日
	5		7	8	9	10	11	25　一般入試Ａ
	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	21	22	23	24	25	
２月	26	27	28	29	30	31	1	11　建国記念の日
	2	3	4	5	6	7	8	23　天皇誕生日
	9	10	11	12	13	14	15	24　振替休日
	16	17	18	19	20	21	22	
	23	24	25	26	27	28	29	
３月	1	2	3	4	5	6	7	7　卒業式
	8	9	10	11	12	13	14	10　一般入試Ｂ
	15	16	17	18	19	20	21	20　春分の日
	22	学　年　末　休　業						［学年末休業］3/23～

学　　則

土佐リハビリテーションカレッジ学則

第１章　　総　　則

（目　的）

第１条　土佐リハビリテーションカレッジ（以下、本校という。）は、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、理学療法士及び作業療法士として必要な知識と技術を修得せしめ、併せて医療従事者としての人格形成に努めるとともに、広い教養のある社会人を育成することを目的とする。

（所　在）

第２条　本校は、高知県高知市大津乙2500番地２に置く。

（学　科）

第３条　本校に、理学療法学科及び作業療法学科を置く。

（課　程）

第４条　本校に、医療専門課程を置く。

（定　員）

第５条　本校において設置する学科の学生定員は、次のとおりとする。

学　　科	入学定員	収容定員
理学療法学科	40名	160名
作業療法学科	40名	160名
合　　計	80名	320名

（事務局）

第６条　本校に、事務局を置く。

２　事務局に必要な事項は、別に定める。

（職　員）

第７条　本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、事務職員、その他必要な教職員を置く。

（教授会）

第８条　本校の教育について重要な事項を審議するために教授会を置く。

２　教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第２章　　学年、学期及び休業日

（学　年）

第９条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（学　期）

第10条　学年を分けて次の２学期とする。

前　期　　４月１日から９月30日まで

後　期　　10月１日から３月31日まで

（休業日）

第11条　学年中の休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

開設記念日　　６月22日

夏季休業　　８月１日から８月31日まで

冬季休業　　12月24日から翌年１月６日まで

学年末休業　　３月21日から３月31日まで

２　校長が教育上必要と認めるときは、休業日を変更することがある。

３　第１項に定めるもののほか、校長は、臨時の休業日を定めることができる。

第３章　　修業年限及び在学期間

（修業年限）

第12条　本校の修業年限は４年とする。

（在学期間）

第13条　在学期間は、各学年２年以内とする。

２　第19条の規定による再入学の場合の在学期間には、入学前の本校における在学期間を通算するものとする。

第４章　　入　　学

（入学の時期）

第14条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学については学年の途中においても学期の始めに入学させることができる。

（入学資格）

第15条　本校に入学できる者は、学校教育法第90条1項を準用し、同条1項の規定に該当する者とする。

（入学の出願）

第16条　入学志願者は、本校所定の書類に検定料を添えて、所定の期間内に提出しなければならない。

2　前項の提出時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

（入学者の選考）

第17条　入学志願者に対しては、選考を行い、校長が合格者を決定する。

2　前項の選考に関しては、別に定める。

（入学手続及び入学許可）

第18条　前条の選考により合格した者は、所定の期日までに入学金等学納金を納付し、誓約書、保証書、高等学校卒業証明書（またはこれに代わるもの）、その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

2　校長は、前項の入学手続きを終えたものに入学を許可する。

（再入学）

第19条　本校の退学者で、再入学を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り、校長は選考の上、相当の年次に再入学を許可することがある。

（再入学の手続等）

第20条　前条の規定による再入学等の手続等については第16条及び第18条の規定を準用する。

第５章　　教育課程及び授業科目の履修

（教育課程）

第21条　教育課程は、別表Ⅰ・別表Ⅱ の教育課程表に基づき、教育内容によって基礎分野、専門基礎分野及び専門分野に区分し、これを各年次に配当して編成する。

（授業期間）

第22条　1年間の授業を行う期間は、試験等のための期間を含め、35週にわたることを原則とする。

（履修の認定）

第23条　授業科目の履修の認定は、試験その他の審査により行い、合格した者に所定の単位を与える。

2　試験その他の審査における成績の評価は、A、B、C及びDとし、A、B及びCを合格とする。

（進級の認定）

第24条　年次ごとの進級の認定は、当該年次における授業科目の履修状況の審査により行う。

2　前項の審査の時期、対象授業科目、方法等については、別に定める。

（他の学校における授業科目の履修）

第25条　本校が教育上有益と認めるときは、大学、高等専門学校及び他の理学療法士、作業療法士、看護師等の養成施設の授業科目の履修により修得した単位を、本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（入学前に行った授業科目の履修）

第26条　前条の規定は、学生が本校に入学する前に行った履修についても準用する。

2　学生が本校に入学する前に行った本校の授業科目の履修は、原則として本校に入学した後の本校における授業科目の履修とみなす。

第６章　　科目等履修生及び研究生

（科目等履修生）

第27条　本校学生以外の者が、本校が開設する1または複数の授業科目の履修を希望するときは、当該授業科目について、科目等履修生としての履修を認めることがある。

2　科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

（研究生）

第28条　本校において、特殊の専門事項について研究を志願する者があるときは、授業、研究及び設備に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2　研究生に関し必要な事項は別に定める。

第７章　　休学、復学、退学及び除籍

（休学）

第29条　病気その他の理由により2か月以上修学することができない者は休学願に医師の診断書または詳細な理由を添え、保証人連署のうえ校長に願い出て、その許可を受けて休学することができる。

2　前項の休学は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由ある学生については、校長の許可を受けて、更に引き続き1年以内休学することができる。

3　病気その他の理由により修学することが適当でないと認める学生に対しては、校長は、期間を定め休学を命ずることができる。

（休学期間）

第30条　休学期間は、通算して２年を超えることができないものとし、その期間は在学年数に算入しない。

（復　学）

第31条　休学期間が満了したとき、または休学期間中にその理由がやんだときは、校長に復学願を提出し、その許可を受けて復学することができる。

２　前項の場合において、病気による休学の場合にあっては、医師の診断書を添えなければならない。

３　復学の時期は、それぞれの学期の始めの日とする。

（退　学）

第32条　病気その他の理由により退学しようとするときは、その理由を詳記し、保証人連署のうえ校長に願い出て、その許可を得なければならない。

（除　籍）

第33条　校長は、次の各号の一に該当するときは、これを除籍する。

⑴　病気その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

⑵　授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

⑶　第13条第１項に規定する在学期間を超えた者

⑷　第30条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者

⑸　死亡または長期間にわたり行方不明の者で、保証人から届出のあった者

第８章　　卒　　業

（卒業及び称号の授与）

第34条　校長は、第12条に規定する修業年限を満たし、かつ、本校が開設する授業科目について、別に定めるところにより、理学療法学科にあっては150単位、作業療法学科にあっては149単位を修得した者について、教授会の議を経て、卒業を認定する。

２　前項の規定により、卒業を認定された者に対し校長は卒業証書及び高度専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

第９章　　入学検定料、入学金、授業料その他の費用

（入学検定料、入学金、授業料等の金額）

第35条　本校の入学検定料、入学金、授業料、実験実習費、施設拡充費、臨床実習宿舎経費の額並びにその徴収方法は、別に定める。

（納入した入学検定料等）

第36条　納入した入学検定料、入学金、授業料、実験実習費及び施設拡充費は次の各号を除いて返還しない。

⑴　前期分もしくは後期分を納入期日までに納めたにもかかわらず、各期に入る前に退学した場合は、すでに納付した授業料、実験実習費、及び施設拡充費は返還する。

⑵　前期分もしくは後期分を納入期日までに納めたにもかかわらず、各期に入る前に休学した場合は、すでに納付した授業料、実験実習費は返還する。

第９章の２　　学校評価

第36条の2　本校における教育活動その他学校運営の状況については、学校関係者及び地域住民等に対し広く周知するものとする。

第36条の3　本校における教育活動その他学校運営の状況について、点検のうえ、自ら評価を行うものとする。

２　前項の評価結果をもとに、在校生及びその保護者等の評価を受けるものとする。

３　前２項の評価結果は、理事会に報告するとともに、学校関係者に公表するものとする。

４　前条ならびに本条前３項に係る必要事項は別に定める。

第10章　　公 開 講 座

（公開講座）

第37条　本校は、公開講座を開設することがある。

２　公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第11 章　　賞　　罰

（表彰）

第38条　校長は、品行方正で学業成績優秀な者、その他特に善行があって他の模範となる者に対しては、教授会の議を経て、これを表彰することができる。

（懲　戒）

第39条　校長は、学生で本校の規則に違反し、その他学生としての本分にもとる行為があった者は、教授会の議を経て、これを懲戒する。

2　懲戒は、退学、停学、訓告及び厳重注意とする。

3　前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

⑴　性行不良で改善の見込みがない者

⑵　正当な理由がなくて出席常でない者

⑶　本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4　停学の期間が2か月以上にわたるときは、その期間は、在学期間に算入しない。

第12章　　雑　　則

（学則の改廃）

第40条　この学則の改廃にあたっては、理事会の議決を経なければならない。

附　　則

1　従来の土佐リハビリテーション大学校学則は廃止する。

2　この規則は、平成８年４月１日から施行する。

3　この規則は、平成11年12月22日から施行する。

4　この規則は、平成13年４月１日から施行する。

5　この規則は、平成15年４月１日から施行する。

6　この規則は、平成16年４月１日から施行する。

7　この規則は、平成17年12月９日から施行する。

8　この規則は、平成21年４月１日から施行する。

〈別表Ⅰ〉

理学療法学科教育課程表

区分	教育内容	授業			単位数				卒業要件単位数	指定規則
		科目名	形式	種類	1年	2年	3年	4年		
基礎分野	科学的思考の基礎 人間と生活	人間科学概論	講義	必修	2					
		生命科学概論	講義	必修	2					
		脳科学概論	講義	必修	2					
		社会福祉学概論	講義	必修		2				
		人間発達学	講義	必修	2					
		日本語表現法	講義	必修	2					
		保健用語	講義	必修	2					
		基礎英語	講義	必修	2					
		医学英語	講義	必修		2				
		医療統計学	講義	必修	2					
		情報処理入門	演習	必修			2			
		保健体育	実技	必修	1					
	小計				17	4	2	0	23	14
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	人体の構造Ⅰ	講義	必修	3					
		人体の構造Ⅱ	講義	必修	3					
		人体の機能Ⅰ	講義	必修	3					
		人体の機能Ⅱ	講義	必修	3					
		運動学Ⅰ(総論･下肢)	講義	必修	2					
		運動学Ⅱ(上肢･体幹)	講義	必修	2					
		筋機能解剖学	講義	必修	2					
		人体の構造演習Ⅰ	演習	必修	1					
		人体の構造演習Ⅱ	演習	必修	1					
		人体の機能演習Ⅰ	演習	必修	1					
		人体の機能演習Ⅱ	演習	必修	1					
		運動学演習Ⅰ(総論･下肢)	演習	必修	1					
		運動学演習Ⅱ(上肢･体幹)	演習	必修	1					
		体表解剖学	実習	必修		1				
		臨床運動学	講義	必修		2				
		運動生理学	講義	必修		2				
		神経生理学	講義	必修		2			31	12
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	病理学	講義	必修	2					
		医学概論	講義	必修		2				
		内科学	講義	必修		2				
		整形外科学	講義	必修		2				
		精神医学	講義	必修		2				
		小児科学	講義	必修		2				
		神経内科学	講義	必修		2				
		臨床心理学	講義	必修		2				
		神経学	講義	必修			2			
		整形外科学演習	演習	必修		1				
		神経内科学演習	演習	必修		1				
		精神医学演習	演習	必修		1			21	12
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論	講義	必修	2					
		リハビリテーション医学	講義	必修	2					
		医療倫理学	講義	必修	2					
		作業療法概論	講義	必修			1		7	2
	小計				32	24	3	0	59	26

区分	教育内容	授業			単位数				卒業要件単位数	指定規則
		科目名	形式	種類	1年	2年	3年	4年		
専門分野	基礎理学療法学	理学療法概論Ⅰ(総論)	講義	必修	1					
		理学療法概論Ⅱ(評価･治療学)	講義	必修	1					
		理学療法研究法	講義	必修			1			
		臨床実習入門	講義	必修			1			
		理学療法特論Ⅰ(臨床思考･内部障害)	講義	必修			1			
		理学療法特論Ⅱ(理学療法トピックス)	講義	必修				1		
		理学療法セミナーⅠ(卒業研究計画)	演習	必修			1			
		理学療法セミナーⅡ(国家試験対策)	演習	必修				2		
		卒業研究	演習	必修				2	11	6
	理学療法評価学	理学療法評価学Ⅰ(総論･バイタル)	講義	必修	1					
		理学療法評価学Ⅱ(形態)	講義	必修		1				
		理学療法評価学Ⅲ(筋力)	講義	必修		1				
		理学療法評価学Ⅳ(神経･感覚)	講義	必修		1				
		理学療法評価実習	実技	必修		1				
		理学療法評価法演習	演習	必修		1				
		運動分析学	講義	必修		1			7	5
	理学療法治療学	運動療法学Ⅰ(総論)	講義	必修		1				
		運動療法学Ⅱ(障害別各論)	講義	必修		1				
		物理療法学Ⅰ(温熱･光線療法)	講義	必修			1			
		物理療法学Ⅱ(電気療法)	講義	必修			1			
		装具療法学Ⅰ(下肢)	講義	必修		1				
		装具療法学Ⅱ(上肢･体幹)	講義	必修		1				
		義肢学	講義	必修			2			
		義肢装具学演習	演習	必修			1			
		日常生活活動学Ⅰ(総論)	講義	必修		1				
		日常生活活動学Ⅱ(障害別各論)	講義	必修		1				
		神経障害理学療法学Ⅰ(脳卒中)	講義	必修		1				
		神経障害理学療法学Ⅱ(神経難病)	講義	必修		1				
		運動器障害理学療法学Ⅰ(下肢)	講義	必修		1				
		運動器障害理学療法学Ⅱ(上肢)	講義	必修		1				
		運動器障害理学療法学Ⅲ(体幹)	講義	必修			1			
		脊髄障害理学療法学	講義	必修		1				
		発達障害理学療法学	講義	必修			1			
		呼吸器障害理学療法学	講義	必修			1			
		循環器障害理学療法学	講義	必修			1			
		理学療法技術論	講義	必修			1			
		スポーツ理学療法学	講義	必修			1		22	20
	地域理学療法学	地域リハビリテーション学	講義	必修			1			
		地域リハビリテーション演習	演習	必修			1			
		地域理学療法学Ⅰ(総論)	講義	必修			1			
		地域理学療法学Ⅱ(在宅･施設理学療法)	講義	必修			1		4	4
	臨床実習	臨床評価実習	実習	必修		2				
		臨床総合実習Ⅰ	実習	必修			6			
		臨床総合実習Ⅱ	実習	必修				16	24	18
	小計				3	19	25	21	68	53
	総計				52	47	30	21	150	93

〈別表Ⅱ〉

作業療法学科教育課程表

区分	教育内容	授業 科目名	形式	種類	単位数 1年	2年	3年	4年	卒業要件単位数	指定規則
基礎分野	科学的思考と基礎人間と生活	人間科学概論	講義	必修	2					
		生命科学概論	講義	必修	2					
		脳科学概論	講義	必修	2					
		社会福祉学概論	講義	必修		2				
		人間発達学	講義	必修	2					
		日本語表現法	講義	必修	2					
		保健用語	講義	必修	2					
		基礎英語	講義	必修	2					
		医療統計学	講義	必修			2			
		情報処理入門	演習	必修	2					
		保健体育	実技	必修	1					
	小計				17	2	2	0	21	14
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	人体の構造Ⅰ	講義	必修	3					
		人体の構造Ⅱ	講義	必修	3					
		人体の機能Ⅰ	講義	必修	3					
		人体の機能Ⅱ	講義	必修	3					
		運動学Ⅰ	講義	必修	2					
		運動学Ⅱ	講義	必修		2				
		人体の構造演習Ⅰ	演習	必修	1					
		人体の構造演習Ⅱ	演習	必修	1					
		人体の機能演習Ⅰ	演習	必修	1					
		人体の機能演習Ⅱ	演習	必修	1					
		運動学演習Ⅰ	演習	必修	1					
		運動学演習Ⅱ	演習	必修		1			22	12
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	病理学	講義	必修	2					
		医学概論	講義	必修		2				
		内科学	講義	必修		2				
		整形外科学	講義	必修		2				
		精神医学	講義	必修		2				
		小児科学	講義	必修		2				
		神経内科学	講義	必修		2				
		臨床心理学	講義	必修		2				
		神経学	講義	必修			2			
		医療学セミナーⅠ(病理学)	演習	必修	1					
		医療学セミナーⅡ(精神医学)	演習	必修		1				
		医療学セミナーⅢ(整形外科学)	演習	必修		1				
		作業療法神経学Ⅰ	講義	必修	2					
		作業療法神経学Ⅱ	講義	必修		2			25	12
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論	講義	必修	2					
		リハビリテーション医学	講義	必修	2					
		医療倫理学	講義	必修	2					
		理学療法概論	講義	必修			1		7	2
	小計				30	21	3	0	54	26

区分	教育内容	授業 科目名	形式	種類	単位数 1年	2年	3年	4年	卒業要件単位数	指定規則
専門分野	基礎作業療法学	作業療法概論Ⅰ	講義	必修	1					
		作業療法概論Ⅱ	講義	必修	1					
		基礎作業学	講義	必修	1					
		基礎作業学実習Ⅰ	実習	必修	1					
		基礎作業学実習Ⅱ	実習	必修		1				
		環境適応学	講義	必修		1				
		義肢装具学	講義	必修			1			
		作業療法セミナーⅢ(卒業研究計画)	演習	必修			1			
		作業療法セミナーⅣ(国家試験対策)	演習	必修				2		
		作業療法研究法	演習	必修			1			
		卒業研究	演習	必修				2	13	6
	作業療法評価学	作業療法評価学Ⅰ(概論)	講義	必修	1					
		作業療法評価学Ⅱ(各論Ⅰ)	講義	必修		1				
		作業療法評価学Ⅲ(各論Ⅱ)	講義	必修		1				
		作業療法評価学Ⅳ(各論Ⅲ)	講義	必修		1				
		環境適応評価学	講義	必修		1				
		作業療法評価実習	実技	必修			2			
		作業療法評価法演習	演習	必修		2			9	5
	作業療法治療学	身体障害作業療法学Ⅰ(脳血管障害)	講義	必修		1				
		身体障害作業療法学Ⅱ(高次脳機能障害)	講義	必修		1				
		身体障害作業療法学Ⅲ(神経筋疾患)	講義	必修		1				
		身体障害作業療法演習Ⅰ	演習	必修			1			
		身体障害作業療法演習Ⅱ	演習	必修			1			
		運動器障害作業療法学(脊髄損傷)	講義	必修		1				
		呼吸･循環器障害作業療法学	講義	必修			1			
		発達障害作業療法学Ⅰ(正常発達･評価)	講義	必修		1				
		発達障害作業療法学Ⅱ(治療学)	講義	必修		1				
		精神障害作業療法学Ⅰ(治療構造･統合失調症)	講義	必修		1				
		精神障害作業療法学Ⅱ(疾患別治療法)	講義	必修			1			
		環境適応作業療法学Ⅰ(脳血管障害の日常生活動作)	講義	必修		1				
		環境適応作業療法学Ⅱ(実践的介助法)	講義	必修		1				
		環境適応作業療法学Ⅲ(脊髄損傷の日常生活動作)	講義	必修		1				
		環境適応作業療法学Ⅳ(福祉用具)	講義	必修			1			
		精神科作業療法演習Ⅰ	演習	必修		1				
		精神科作業療法演習Ⅱ	演習	必修			1			
		作業療法特論(トピックス)	講義	必修				1		
		作業療法セミナーⅠ(集団1)	演習	必修	1					
		作業療法セミナーⅡ(集団2)	演習	必修	1					
		治療学セミナー(症例報告)	演習	必修			1		21	20
	地域作業療法学	地域作業療法学Ⅰ	講義	必修			1			
		地域作業療法学Ⅱ	講義	必修			1			
		職業前関連活動	講義	必修			1			
		老年期作業療法学Ⅰ	講義	必修		1				
		老年期作業療法学Ⅱ	演習	必修		1			5	4
	臨床実習	臨床評価実習	実習	必修		2				
		臨床総合実習Ⅰ	実習	必修			8			
		臨床総合実習Ⅱ	実習	必修				16	26	18
	小計				7	23	23	21	74	53
	総計				54	46	28	21	149	93

授業科目履修規則

土佐リハビリテーションカレッジ授業科目履修規則

（趣　旨）

第1条　この規則は、土佐リハビリテーションカレッジ学則（以下、「学則」という。）に基づき、授業科目の履修に関し必要な事項を定める。

（単位の算定）

第2条　1単位の授業科目は、45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

⑴　講義及び演習については、15～30時間の授業をもって1単位とする。

⑵　実習及び実技については、30～45時間の授業をもって1単位とする。

（授業科目の種類、履修方法）

第3条　授業科目の種類は、履修の方法により、必修科目及び特別科目とする。

2　必修科目は、原則として当該授業科目の配当年次で履修するものとする。

3　特別科目は、単位の認定はされないが、必ず履修することとする。

4　3年次配当の臨床総合実習Ⅰを受講するためには、12月末までに臨床総合実習Ⅰを除く1年次から3年次までのすべての配当科目を履修し単位を修得済みであること。

5　2年次配当の臨床評価実習を受講するためには、2年次配当の全授業科目を受講しておくことを原則とする。

（履修の認定）

第4条　学則第23条に規定する授業科目の履修の認定は、当該授業科目の授業の3分の2以上に出席した者について行うことを原則とする。

2　前項の認定は、授業科目担当者が行う成績評定に基づき教授会が認定する。

3　臨床評価実習及び臨床総合実習Ⅰ・Ⅱについては、各学科の臨床実習判定会議の成績評定に基づき教授会が認定する。

4　臨床評価実習及び臨床総合実習Ⅰ・Ⅱについては、第1項の規定にかかわらず、臨床実習の出席日数が規定に満たない場合、臨床実習判定会議において協議し、必要と認める場合には補充実習を課すことができる。

（実習停止）

第5条　臨床評価実習または臨床総合実習Ⅰ・Ⅱにおいて、学生が次の各号の一に該当するときは、臨床実習判定会議で協議し、教授会の議を経て、校長は実習の停止を命ずることができる。

⑴　実習生として、ふさわしくない行為があった場合

⑵　正当な理由なくして出席が常でないと認められた場合

⑶　実習指導者が、臨床評価実習または臨床総合実習Ⅰ・Ⅱの継続を困難と認めた場合

⑷　その他、校長が臨床評価実習または臨床総合実習Ⅰ・Ⅱの継続が困難と認めた場合

（試　験）

第6条　試験は定期試験、再試験、追試験及び随時試験とする。

2　定期試験は、原則として毎学期末の試験期間中に行うものとする。

3　病気やその他やむをえない事由により定期試験を受けられなかった者には、願い出（別記第1号様式）により担当者が追試験を行う場合がある。

4　定期試験または追試験の不合格者の者で、履修状況及び試験結果等を勘案し、担当者が合格の見込みがあると認めた者に対し、再試験を行うことがある。再試験における成績の評価は、60点を限度とする。

5　定期試験及び再試験において不正行為を行った場合、当該試験の点数が0点になり、原則として当該試験期間中におけるそれまでの受験科目の点数をすべて0点とする。

（試験受験資格）

第7条　授業時間の3分の2以上出席している者

2　授業料その他の納付金等を納入している者

（評語の基準）

第8条　学則の第23条の第2項に規定する成績の評語は、それぞれ、次の評点に対応するものとする。

A　100～80点

B　 79～70点

C　 69～60点

D　 59～0点

（再履修等）

第9条　未修得科目については、再履修を原則とする。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、履修状況等を勘案し、教授会の議を経て、担当教員が指示する学習指針に基づく学習をもって、再履修に代えることができる。

⑴　1年次末において、未修得科目が５科目以内の場合。

⑵　２年次末において、未修得科目が３科目以内の場合。

３　前項の規定は、出席状況不良により、履修の認定を受ける資格を認められなかった者及び臨床評価実習には適用しない。

４　単位未修得者に対しては、単位の修得状況を勘案し、履修指導を行うこととする。

（進級の認定）

第10条　学則第24条に規定する進級の認定は、次の条件を満たした者に対し、教授会が行う。

２　２年次への進級は、1年次配当科目の内、未修得科目が５科目以内の者。

３　３年次への進級は、1・2年次配当科目の内、未修得科目が臨床評価実習を除く３科目以内の者。

４　４年次への進級は、1 年次から３年次までの全配当科目の単位を修得した者。

（他の学校における授業科目の履修）

第11条　学生は、他の学校の授業科目を履修しようとするときは、所定の様式による学外履修願（別記第２号様式）を提出し、校長の許可を受けなければならない。

（他の学校における履修等による単位の認定）

第12条　学生は、学則第25条及び第26条の規定による他の学校における履修等による単位の認定を受けようとする者は、所定の様式による単位認定願（別記第３号様式）を提出し、審査を受けなければならない。

２　前項の審査は、教授会が行う。

（授業時間割）

第13条　授業は、始業時刻を９時00分とし、授業時間を４時限に分けて編成し、月曜日から金曜日に行うことを原則とする。

第1時限　９時00分から10時30分まで

第2時限　10時40分から12時10分まで

第3時限　13時20分から14時50分まで

第4時限　15時00分から16時30分まで

２　前項の規定にかかわらず、実習、特別講義、補講、再試験及び追試験等教育上特に必要と認められるときは、授業科目の一部を次の第５時限あるいは土曜日に開設することができる。

第５時限　16時40分から18時10分まで

（雑　則）

第14条　この規則に定めるもののほか、授業の実施に関し必要な事項は、特に定めるもののあるものを除き、教授会が別に定める。

附　　則

1　この規程は、平成13年４月１日より施行する。

2　この規程は、平成14年４月１日より施行する。

3　この規程は、平成16年４月１日より施行する。

4　この規則は、平成21年４月１日より施行する。

5　この規則は、平成26年４月１日より施行する。

別記第１号様式

追 試 験 受 験 願

年　　月　　日

土佐リハビリテーションカレッジ
校 長　 宮 本 謙 三　 様

学科
第　　学年
学籍番号
氏　　名　　㊞

次の理由により、下記の授業科目の定期試験を欠席しましたので、追試験の受験を願います。

理由
(注)該当する番号を○で囲み、内容を簡潔に記載すること。

１．病気(医師の診断書添付)
２．親近者の死亡
３．交通機関の事故
４．非常災害
５．その他

記

授　業 科 目	担 当 教 員	定期試験年月日

別記第２号様式

学 外 履 修 願

年　　月　　日

土佐リハビリテーションカレッジ
校 長　 宮 本 謙 三　 様

学科
第　　学年
学籍番号
氏　　名　　㊞

土佐リハビリテーションカレッジ授業科目履修規程第１２条の規程に基づき、他の大学等の授業科目を履修したいで、下記により願い出ます。

記

志望先大学等の名称・学部・学科等	
志望先大学等における身分	

履修を希望する授業科目					
名　　称	単位数	予定履修期間			
		年度	学期から	年度	学期まで
1.					
2.					
3.					
4.					
5.					
6.					
7.					
8.					
9.					
10.					

単位互換を予定する本校の授業科目			
名　　称	単 位 数	必修・選択の別	開設年次
1.			
2.			
3.			
4.			
5.			
6.			
7.			
8.			
9.			
10.			

別記第３号様式

単 位 認 定 願

年　　月　　日

土佐リハビリテーションカレッジ
校 長　 宮 本 謙 三　 様

学科
第　　学年
学籍番号
氏　　名　　㊞

土佐リハビリテーションカレッジ学則第 25 条、第 26 条の規程に基づき修得単位の認定を受けたいので、単位修得証明書を添え、下記により願い出ます。

記

履修した大学の名称・学部・学科等	
履修時の身分	一般学生　特別聴講生　科目等履修生 その他(　　)

認定を希望する既修授業科目			単位互換を希望する本校の授業科目		
名　　称	履修年度	単位数	名　　称	必修・選択の別	単位数

学生生活に関する手続き規則

土佐リハビリテーションカレッジ学生生活に関する手続き規則

第１章　　総　　則

（目　的）

第1条　この規則は、土佐リハビリテーションカレッジ学則（以下「学則」という。）の施行に関し、土佐リハビリテーションカレッジ学生（以下「学生」という。）の守るべき必要な事項について定めることを目的とする。

第２章　　誓約書、保証書、身上調査書

（誓約書、保証書、身上調査書等）

第2条　土佐リハビリテーションカレッジ（以下「本校」という。）に入学する者は、本校の定める期日までに所定の様式により、次に掲げるものを提出しなければならない。

⑴　誓約書（第1号様式）

⑵　保証書（第2号様式）

⑶　身上調査書（第3号様式）

⑷　その他本校の指定するもの

（保証人）

第3条　保証人は身元確実な独立の生計を営む成年者で、学生の一身上に関する一切の事柄及び授業料等の納入につきその責任を負うことができる者でなければならない。

2　保証人は保護者または本校がこれに準ずるものと認める者とする。

3　保証人が死亡したりまたはその資格を失ったときは直ちに他の保証人を定めなければならない。

4　保証人を変更した場合、あるいは保証人の住所または身上書に異動があった場合は、直ちに保証人変更届（第4号様式）を提出しなければならない。

第３章　　学生証

（学生証）

第4条　学生は入学時に交付を受けるものとする。

（学生証の携帯）

第5条　学生証は、常時携帯し、本校の教職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（学生証の再交付）

第6条　学生証を紛失しまたは汚損したときは、直ちに学生証交付願（第5号様式）を提出し、再交付を受けなければならない。

（学生証の返納）

第7条　学生証は、卒業、退学、除籍等により学籍を離れた場合は、直ちに返納しなければならない。

第４章　　住所届及び身上異動届

（住所届）

第8条　学生は、毎学年の始め及び住所等を変更したときには住所決定（変更）届（第6号様式）を提出しなければならない。

（身上異動届）

第9条　学生は、改姓等その他一身上に異動があったときには、直ちに身上異動届（第7号様式）を提出しなければならない。

第５章　　欠席、遅刻及び早退

（欠席、遅刻及び早退手続）

第10条　学生は、病気その他の事由により欠席、遅刻及び早退しようとするときは、欠席届（第8号様式）、遅刻届（第9号様式）及び早退届（第10号様式）を提出しなければならない。ただし、病気による欠席が7日以上にわたるときは、医師の診断書を添付するものとする。

2　同一授業科目における遅刻3回あるいは早退3回で欠席1回とする。

3　次の各号の一つに該当する場合は、公欠願（第11号様式）を提出し、公欠と認められた者については、欠席とはならない。

⑴　授業中の負傷等の治療で校長が承認した場合（医師の診断書添付）

⑵　忌引の場合（父母7日、祖父母3日、兄弟姉妹3日、叔父叔母2日）

⑶　伝染病発生並びに罹患による登校停止の場合（医師の診断書添付）

⑷　天災その他の非常災害が発生した場合

⑸　就職試験を受験する場合

⑹　その他校長が必要と認めた場合

4　やむを得ない事由により事前に届け出ることができなかったときは、その事由をふして、事後速やかに届け出なければならない。

第６章　　健康診断

（健康診断）

第11条　学生は、本校の実施する健康診断を受けなければならない。

２　学生は、校医による健康診断の結果に基づき、校長が行う健康管理に従わなければならない。

第７章　　休学、復学及び退学

（休学、復学及び退学）

第12条　休学、復学及び退学の許可を受けようとする者は、学則に基づき、それぞれ休学願（第12号様式）、復学願（第13号様式）または退学願（第14号様式）に必要な書類を添え校長に願い出なければならない。

第８章　　学生団体

（学生団体の結成等）

第13条　学生が、本校の学生を構成員とする団体を結成しようとするときは、あらかじめ学生団体結成許可願（第15号様式）に、団体規約及び会員名簿を添えて校長に提出し、許可を得なければならない。

２　学生は、前項の団体の結成に当たっては、本校の教員の中から顧問を定めなければならない。

３　第１項の規定により承認された学生の団体（以下「学生団体」という。）は、名称、規約、代表者または顧問を変更しようとするときは、学生団体変更許可願（第16号様式）を校長に提出し、許可を得なければならない。

４　学生団体の代表者は、毎年５月末日までに学生団体継続届（第17号様式）を校長に提出しなければならない。期日までに提出がない学生団体は解散したものとみなす。

５　学生団体の代表者は団体を解散したときは、速やかに学生団体解散届（第18号様式）を校長に提出しなければならない。

６　学生団体の行為が、本校の目的に著しく反すると認められたときは、校長はその解散を命ずることができる。

（団体活動助成）

第14条　学生生活の福利厚生に資することを目的とし、学生団体の諸活動に対し、助成を行う。

２　団体活動助成に関し必要な事項は、別に定める。

第9章　　集　会

（集　　会）

第15条　学生または学生団体が学内において集会または行事をしようとするときは、責任者を定め、集会・行事許可願（第19号様式）を提出し、校長の許可を得なければならない。

2　学生または学生団体が、学外団体の行う集会または行事に参加しようとするときは、集会・行事参加届（第20号様式）を提出しなければならない。

第10章　　掲　示

（掲　　示）

第16条　学生または学生団体が、校内において掲示物を掲示しようとするときは、責任者を定め、掲示許可願（第21号様式）を提出し、校長の許可を得たうえで所定の掲示板に掲示しなければならない。

第11章　　施設・備品の使用

（使用手続）

第17条　学生が、本校の施設・備品を使用しようとするときは、あらかじめ施設・備品使用許可願（第22号様式）を提出し、許可を得なければならない。

2　前項の許可を受けた場合には、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

⑴　許可を受けた使用場所、期間または時間を厳守すること

⑵　許可を受けた場所及び周辺の静穏な秩序を乱さないこと

⑶　施設・備品を汚染し、または損傷しないこと

⑷　その他施設・備品の管理上必要な事項については、校長の指示に従うこと

（使用目的の不適格条件）

第18条　次の各号の一つに該当するときは、本校の施設・備品を使用することを許可しない。

⑴　営利を目的とするもの（福利厚生のためのものを除く）

⑵　違法または不当な行為を行うもの

⑶　その他校長が不適格と認めるもの

（許可の取消等）

第19条　校長は、次の各号の一つに該当するときは、必要な是正措置を命じ、または使用の許可を取り消すことができる。

⑴ 使用条件に違反したとき
⑵ 使用願に虚偽の記載があったとき
⑶ 本校において当該施設・備品を使用する必要が生じたとき

（損害賠償）

第20条　施設・備品を使用する者は、当該施設・備品を汚染し、または損傷した場合は、当該損害額に相当する金額を賠償するものとする。

第12章　　駐車・駐輪許可

（駐車・駐輪許可願）

第21条　自家用車輌（自転車・バイク含む）を利用する者は、駐車・駐輪許可願（第23号様式）を提出し、許可を得なければならない。

附　　則

1. この準則は、平成13年４月１日から施行する。
2. この準則は、平成16年４月１日から施行する。
3. この規則は、平成21年４月１日から施行する。

第１号様式

誓　約　書

土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　様

写　真 4㎝×3㎝

このたび土佐リハビリテーションカレッジに入学を許可されましたからには、本校学生としての本分に従って専心学業に励み、品性を正し、本校の学則及び諸規則を固く守ることを誓います。

年　　月　　日

年入学

学科

本籍地　　都道府県(以下省略)

現住所　〒

フリガナ
氏名　　㊞

昭和・平成　　年　　月　　日　生

保証人

現住所　〒

フリガナ
氏名　　㊞

本人との続柄　（　　）

昭・平　　年　　月　　日　生

第２号様式

保　証　書

土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　様

年入学

学科

フリガナ
氏名　　㊞

このたび、上記の者が入学の許可を得ましたうえは、身元保証人として本人に関して在学中に起こった事件及び授業料等に対する債務の履行を遅滞した際の責任は、本人と連帯して遵守することを誓います。

年　　月　　日

保証人
現住所　〒

電話番号(　　)　　－

フリガナ
氏名　　㊞

本人との続柄

職　業

昭・平　　年　　月　　日　生

※保証人は、独立の生計を営み、満２０歳以上の身元確実な方に限ります。（保護者可）

第３号様式

身　上　調　査　書

学籍番号	※			
本人	フリガナ 氏　名			写　真 4㎝×3㎝
	生年月日	昭和・平成　　年　　月　　日　　男・女		
	本　籍　地	都・道・府・県		
	出身高校	立　　高等学校　　年　　月卒業		
	高校卒業後の略歴			
保証人	フリガナ 氏　名			
	生年月日	昭和・平成　　年　　月　　日　　男・女		
	続　　柄		職　業	
	現　住　所	〒　　－ TEL(　　)　　－		
	勤務先及び所在地	〒　　－ TEL(　　)　　－		

家　　族

続柄	氏名	年令	生年月日	職業又は在学別

性格	長所	
	短所	

(注)氏名は戸籍謄本に記入された氏名を記入すること。
略歴は、高校卒業後の学歴及び勤務先を記入すること。※は記入しないこと。

第４号様式

保　証　人　変　更　届

年　　月　　日

土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　様

理学　・　作業　療法学科　第　　学年
学籍番号

フリガナ
氏名　　㊞

保証人　フリガナ
氏名　　㊞

下記のとおり保証人を変更しましたのでお届けします。

記

1、事由　　死亡　・　資格喪失　・　その他(　　)

2、新保証人
現住所　〒

電話番号(　　)　　－

フリガナ
氏名　　㊞

職業

続柄(　　)

昭・平　　年　　月　　日生

第５号様式

学　生　証　交　付　願

年　　月　　日

土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　様

学科
第　　学年
学籍番号
氏　名
携帯番号(　　)　　－

学生証を紛失しましたので、下記のとおり再交付をお願いします。

記

1、紛失事由

2、紛失期日　　年　　月　　日

3、紛失場所

第６号様式

住所決定(変更)届

年　　月　　日

土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　様

理学・作業　支援学科　第　　学年
学籍番号
氏名　　㊞

下記のとおり，住所を決定(変更)しましたのでお届けします。

本人住所 (入学後の住所)	〒			
携帯番号				
種　類	自宅　アパート・マンション　その他(　　)			
緊急連絡先	(フリガナ) 氏　名		本人との関係	
	自宅住所	〒		
	連絡方法 (携帯番号又は勤務先の名称と電話番号)			
通学方法	徒歩・自転車・バイク・自家用車 公共交通機関(JR・バス・路面電車)	学校までの所要時間	時間　　分位	

第７号様式

身　上　異　動　届

年　　月　　日

土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　様

学科
第　　学年
学籍番号
氏　名(フリガナ)　　㊞
現住所

保　証　人
氏　名(フリガナ)　　㊞
住　所

下記のとおり身上異動(改姓名・転籍)がありましたので、保証人連署の上、お届けします。

記

旧　姓　名	
新　姓　名	
改姓年月日	年　　月　　日
理　　由	

転籍年月日	年　　月　　日
理　　由	

第８号様式

欠　　席　　届

年　　月　　日

土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　様

学科
第　　学年
学籍番号
氏　　名　　㊞

下記の事由により欠席します(しました)のでお届けします。

記

期　間　　年　　月　　日
　　年　　月　　日

理　由

担当教員及び科目

科　　目	担当教員名	科　　目	担当教員名

※病気のため７日以上にわたる場合は、医師の診断書を添付すること。

第９号様式

遅　刻　届

年　月　日

土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　様

学科
第　　学年
学 籍 番 号
氏　　名　　㊞

下記の事由により遅刻します(しました)のでお届けします。

記

理　由

遅刻年月日　　年　　月　　日
午前・午後　　時　　分　～　午前・午後　　時　　分

担当教員及び科目

科　　目	担　当　教　員

第１０号様式

早　退　届

年　月　日

土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　様

学科
第　　学年
学 籍 番 号
氏　　名　　㊞

下記の事由により早退します(しました)のでお届けします。

記

理　由

早退年月日　　年　　月　　日

担当教員及び科目

科　　目	担　当　教　員

第１１号様式

公　欠　願

年　月　日

土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　様

学科
第　　学年
学 籍 番 号
氏　　名　　㊞

下記の事由により欠席します(しました)ので公欠扱いにして下さいますようお願いいたします。

記

期　間　　年　月　日から　　年　月　日まで

理　由

担当教員及び科目

科　目	担当教員名	科　目	担当教員名

学科　第　　学年　学籍番号

氏名　　殿

下記の授業の欠席を公欠扱いとします。

記

科　目	担当教員名	科　目	担当教員名

年　月　日
土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　㊞

第１２号様式

学科長印	担任印

休　学　願

年　月　日

土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　様

学科
第　　学年
学 籍 番 号
氏　　名　　㊞

現　住　所

携帯番号(　　)　　－

保　証　人
氏　　名　　㊞
住　　所

下記により休学したいので許可下さるようお願いします。

記

休学の事由(詳細に)

休学期間　　年　　月　　日　から
年　　月　　日　まで

(備考)病欠の場合は医師の診断書を添付すること。

第 13 号様式

学科長印	担任印

復　学　願

年　　月　　日

土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　様

学科
第　　学年
学 籍 番 号
氏　　名　　㊞
現　住　所
携帯番号(　　)　　－
保　証　人
氏　　名　　㊞
住　　所

下記により復学したいので許可下さるようお願いします。

記

復学の事由(詳細に)

復学希望年月日　　年　　月　　日
休学を許可された期間　　年　　月　　日　から
年　　月　　日　まで

(備考)病気で休学した場合は医師の診断書を添付すること。

第 14 号様式

学科長印	担任印

退　学　願

年　　月　　日

土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　様

学科
第　　学年
学 籍 番 号
氏　　名　　㊞
現　住　所
携帯番号(　　)　　－
保　証　人
氏　　名　　㊞
住　　所

下記により退学したいので許可下さるようお願いします。

記

退学期日　　年　　月　　日

退学の事由(詳細に)

(備考)病気の場合は医師の診断書を添付すること。

第 15 号様式

学生団体結成許可願

年　　月　　日

土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　様

(代表責任者)
学科
第　　学年
学籍番号
氏　　名　　㊞
携帯電話(　　)　　－

下記のとおり、学生団体を結成したいので許可下さるようお願いします。

記

団 体 名	
結成目的	
結成年月日	年　　月　　日
規　約	別紙のとおり
構 成 数	名　(役員、会員氏名は別添名簿のとおり)
活動概要	
顧問教員名	㊞

学生団体結成許可書

団　体　名	
代表責任者	
顧問　教員	

上記の学生団体の結成を許可します。

土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　㊞

第 16 号様式

学生団体変更許可願

年　　月　　日

土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　様

(代表責任者)
学科
第　　学年
学籍番号
氏　　名　　㊞
携帯電話(　　)　　－

下記のとおり、変更したいので許可下さるようお願いします。

記

変　更　事　項	変更後	変更前
団　　体　　名		
規　　約	別添のとおり	
代 表 者 氏 名		
顧 問 教 員 名	㊞	㊞

学生団体変更許可書

団　体　名	
規　　約	別添のとおり
代表責任者	
顧問　教員	

上記とおり変更を許可します。

土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　㊞

第 17 号様式

学生団体継続許可願

年　月　日

土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　様

(代表責任者)
学科
第　　学年
学籍番号
氏　　名　　㊞
携帯電話(　　)　　－

下記のとおり、学生団体を継続したいのでお届けします。

記

団　　体　　名	
結 成 年 月 日	年　　月　　日
規　　約	別添のとおり
構　成　員　数	名（役員、会員氏名は別添名簿のとおり）
顧 問 教 員 名	㊞

第 18 号様式

学生団体解散届

年　月　日

土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　様

(代表責任者)
学科
第　　学年
学籍番号
氏　　名　　㊞
携帯電話(　　)　　－

下記のとおり、学生団体を解散しましたのでお届けします。

記

団　体　名	
解 散 年 月 日	年　　月　　日
理　　由	
顧 問 教 員	㊞

第 19 号様式

集会・行事許可願

年　月　日

土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　様

団 体 名
代表責任者
学科
第　　学年
学籍番号
氏　　名　　㊞
携帯電話(　　)　　－

下記のとおり、集会・行事を実施したので許可を下さるようお願いします。

記

集 会 ・ 行 事 の 名 称	
集 会 ・ 行 事 の 目 的	
集会行事の参加予定人数	
集 会 ・ 行 事 の 日 時	年　月　日　時から　時まで
集 会 ・ 行 事 の 場 所	
連　　絡　　先	TEL(　　)　－

集会・行事許可証

団　　体　　名	
代　表　責　任　者	

上記とおり許可します。

土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　㊞

第 20 号様式

集会・行事参加届

年　月　日

土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　様

団 体 名
代表責任者
学科
第　　学年
学籍番号
氏　　名　　㊞
携帯番号(　　)　－

下記のとおり、集会・行事に参加するのでお届けします。

記

集 会 ・ 行 事 の 名 称	
集会・行事参加予定人数	
集 会 ・ 行 事 の 日 時	年　月　日　時から　時まで
集 会 ・ 行 事 の 場 所	
集会・行事を行う学外団体の名称及び代表者	
連　　絡　　先	TEL(　　)　－

第 21 号様式

掲　示　許　可　願

年　月　日

土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　様

学科
第　　学年
学籍番号
氏　　名　　㊞
携帯電話(　　)　　－

下記のとおり、別紙掲示物を掲示したいので許可を下さるようお願いします。

記

掲示責任者	
掲示物の名称	
掲示目的	
掲示場所	
掲示期間	年　月　日から　　年　月　日まで

掲　示　許　可　証

掲示責任者	
掲示物の名称	
掲示場所	
掲示期間	年　月　日から　　年　月　日まで

上記とおり許可します。

土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　㊞

第 22 号様式

施設・備品使用許可願

年　月　日

土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　様

学科
第　　学年
学籍番号
氏　　名　　㊞

下記のとおり、施設・備品を使用したいので許可を下さるようお願いします。
なお、使用後は責任をもって清掃、整理整頓するとともに、紛失破損の場合は弁償いたします。

記

代表責任者	
使用施設・備品名	
使用目的	
使用期間	年　月　日　時　から 年　月　日　時　まで
使用人員	

施設・備品使用許可証

代表責任者	
使用施設・備品名	
使用期間	年　月　日　時　から 年　月　日　時　まで
注意事項	

上記とおり許可します。

土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　㊞

第 23 号様式

駐車・駐輪 許可願

年　月　日

土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　様

学科
第　　学年
学籍番号
氏　　名　　㊞
携帯電話（　　）　　－

下記により駐車場を利用したいので、駐車・駐輪について許可下さるようお願いします。

車種名	
車輌ナンバー	
車体色	
通学距離	片道　約　　㎞

（注）車輌ナンバー記入例　高知　500　あ　12－34

上記の記載事項を確認のところ、駐車・駐輪許可証の交付が適当であることを認めます。

年　月　日

土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　㊞

附属図書館規程

土佐リハビリテーションカレッジ附属図書館規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、土佐リハビリテーションカレッジ附属図書館（以下「図書館」という。）の運営管理について、必要な事項を定める。

（管理責任者及び運営組織）

第２条　図書館の運営のため、図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を置き、責任者を委員長とする。

２　図書館運営委員会は、土佐リハビリテーションカレッジ（以下「本校」という。）の図書に関する事項について調査審議をおこなう。

（開館日及び開館時間）

第３条　図書館は、次の各号に掲げる日を除き開館する。

⑴　日曜日

⑵　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

⑶　開設記念日

⑷　年始年末（12月29日から翌年１月３日）

２　開館時間は、平日は９時から19時まで、土曜日は９時から17時までとする。

３　前２項の規定にかかわらず、委員長は、必要と認めたときは、臨時に開館日及び開館時間を変更することができる。

（利用者）

第４条　図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

⑴　本校の学生

⑵　本校の教職員及び非常勤講師

⑶　その他、委員長の許可を受けた者

（館内閲覧）

第５条　利用者は、図書館が所蔵する図書、逐次刊行物、その他の資料を図書館内で原則として自由に閲覧することができる。

（館外貸出）

第６条　図書の貸出を希望する者は、所定の手続きを行う。

２　同一人に対して一時に貸し出す冊数は、２冊以内とし、その貸出期間は１週間以内とする。借覧

中の図書の返却をした場合は、この冊数を改めて借り替えることができる。

3　貸出を受けた図書は、他に転貸してはならない。また、必ず期間中に返却しなくてはならない。貸出期間中であっても、必要があるときには、返却を命ずることがある。

4　返却日が閉館の場合は、その前日を返却日とする。

5　辞書、図譜、資料、逐次刊行物、その他委員長が指定した図書は、貸し出さないものとする。

（規律保持）

第7条　図書館においては、規律を遵守するとともに、次の事項を守らなければならない。

⑴　静粛にすること

⑵　飲食をしないこと

⑶　会合あるいは集会をしないこと

⑷　秩序を乱さないこと

（弁　償）

第8条　図書館の利用者が、図書を破損、紛失したときは、相当の代価を支弁するものとする。

（貸出禁止等）

第9条　この規程に違反した者には、図書館の利用を禁止し、図書の貸出を行わないことがある。

（補　則）

第10条　この規程の実施に必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

1　この規程は、平成7年10月1日から施行する。

2　従来の土佐リハビリテーション大学校安宅文庫規程は廃止する。

3　この規程は、平成10年4月1日から施行する。

4　この規程は、平成12年4月1日から施行する

5　この規程は、平成16年4月1日から施行する。

団体活動助成規程

土佐リハビリテーションカレッジ団体活動助成規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、土佐リハビリテーションカレッジ団体活動助成（以下「団体活動助成」という。）に関し、必要な事項を定める。

（目　的）

第２条　学生団体の諸活動に対し助成を行うことにより、学生生活の福利厚生に資することを目的とする。

（助成内容）

第３条　団体活動助成の内容は、以下のとおりとする。

⑴　活動に対する助成金の支給

⑵　その他必要と思われる助成

（助成団体の対象）

第４条　助成団体の対象は、以下のとおりとする。

⑴　校長より許可を受けた学生団体であること

⑵　構成人員が３名以上であること

⑶　目的を達成するために６ヶ月以上、実質的な活動を行っていること

（助成団体の認定）

第５条　助成を希望する団体は、所定の様式（様式第１号、様式第３号）にて申請を行う。

２　助成対象団体としての認定は、学生生活委員会の審議を経て、校長が行う。

（助成団体の義務）

第６条　団体の代表責任者は、毎年１月に所定の様式（様式第２号）により活動報告を行う。

２　活動報告を怠った場合、次年度の助成金支給を停止する場合がある。

（助成の継続及び金額）

第７条　助成の継続は、前条第１項により提出される活動報告書（様式第２号）と団体活動助成申請書（様式第３号）によるものとする。

２　助成金額は、原則として１団体につき年額10万円を限度し、年度ごとに学生生活委員会の審議の上、校長が決定する。

（助成の解消）

第８条　助成を解消するのは、以下のとおりとする。

⑴　助成対象に該当しなくなった場合

⑵　団体が助成を辞退した場合

⑶　その他校長が、助成を不適当と認めた場合

2　助成を解消した場合は、すみやかに当該年度の活動報告を行う。

附　　則

1　この規程は、平成11年４月１日から施行する。

2　この規程は、平成12年４月１日から施行する。

様式第１号

助成団体認定願

年　月　日

土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　様

(代表責任者)
学科
第　　学年
学籍番号
氏　　名　　㊞
携帯番号(　　)　　－

下記のとおり、助成団体として許可下さるようお願いします。

記

団　体　名	

	氏　　名	学籍番号	学年	連　絡　先
代表責任者				
会　　計				
構　成　員				

顧問教員名	

助成団体認定書

記

名称

上記の団体を団体活動助成規程に基づく助成団体として認定する。

年　月　日
土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　㊞

様式第２号

活動報告書

年　月　日

土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　様

(代表責任者)
理学　・　作業　療法学科　第　　学年
学籍番号
氏　　名　　㊞
携帯番号(　　)　　－

下記のとおり平成　　年度の団体活動を報告します。

団　体　名	

記

1、活動内容

活動内容	場所(人数)	活動内容	場所(人数)

2、収支計画

収　　入		支　　出	
項　　目	内　　容	項　　目	内　　容
収　入　総　額		支　出　総　額	

次期収支差額(次年度繰越金額)	

様式第３号

団体活動助成申請書

年　月　日

土佐リハビリテーションカレッジ
校　長　　宮　本　謙　三　　様

(代表責任者)
理学　・　作業　療法学科　第　　学年
学籍番号
氏　　名　　㊞
携帯番号(　　)　　－

下記のとおり　　年度の団体活動を申請します。

団　体　名	

記

1、活動内容

活動内容	場　　所	活動内容	場　　所

2、収支計画

収　　入		支　　出	
項　　目	内　　容	項　　目	内　　容
前年度繰越金 部　　費 そ　の　他			
予定収入総額		予定支出総額	

希　望　助　成　額	

学生生活の手引き

学 生 生 活 の 手 引 き

学生生活を円滑で有意義に送るための諸注意を以下に示しています。

履修上や学習上のみならず、学生生活全般での疑問や問題については、教職員が相談、助言、支援します。

１．学納金の納付

授業料等学納金・臨床実習宿舎経費は、学生諸君が本校での教育を受ける対価として納付していただくものです。必要な費用が納付されていない場合は、定期試験の受験資格がなく、また臨床実習の受講も認められないことになりますので十分に留意してください。

１　納付方法

⑴　授業料等学納金は、前期分、後期分の分割納付となります。

⑵　分割方法による納付額は、年額を２分の１とした額が各期の納付額となります。

⑶　納付時期は、前期分については毎年４月25日まで
後期分については毎年10月25日までとなっています。

２　納付した学生の権利

⑴　講義・定期試験を受ける権利。（ただし、講義出席日数が充たされている場合。）

⑵　学校の施設を利用する権利。

⑶　臨床実習を受講する権利。

⑷　その他教育上の各種便宜を受ける権利。

３　納付していない学生が受ける不利益

⑴　上記２に記した諸権利を受けることはできません。

⑵　進級が認められず、また最悪の場合は除籍処分となります。
（除籍処分は、入学がなかったものとして取り扱われますのでそれまでの履修単位は無効となります。）

⑶　卒業時点で未納金がある場合は、卒業認定を受けることはできません。

４　休学者の授業料等学納金について

⑴　各期（前期開始日　４月１日、後期開始日　10月１日）に入る前に「休学願」が提出された場合、施設拡充費のみの納付となります。

⑵　各期（前期開始日　４月１日、後期開始日　10月１日）に入った後に「休学願」が提出された場合、授業料、実験実習費、施設拡充費の納付となります。

5　退学者の授業料等学納金について

⑴　各期（前期開始日　4月1日、後期開始日　10月1日）に入る前に「退学願」が提出された場合、授業料等の納付は必要ありません。

⑵　各期（前期開始日　4月1日、後期開始日　10月1日）に入った後に「退学願」が提出された場合、授業料等の納付が必要です。

6　新入生の授業料等学納金について

⑴　3月25日までに「入学辞退届」が出された場合は、入学金を除いて納付された授業料等学納金は返金します。

⑵　4月1日以降「入学辞退届」が提出された場合は、授業料等は返金いたしません。

⑶　4月1日以降入学式までに「休学願」が提出された場合は、4の⑴を適用し、「施設拡充費」のみの納付となります。

7　臨床実習宿舎経費について

この経費は、2年次から4年次に実施される臨床実習における宿泊費、水光熱費を実習参加の学生が等しく分担するために設けられた制度であり、理学療法学科300,000円、作業療法学350,000円を徴収します。なお、詳しくは「臨床実習宿舎経費徴収規則」を参照してください。

2．各種証明手続等

在学証明書等の各種証明書の交付を申請するときは、所定の用紙に必要事項を記入し、事務局へ提出してください。

なお、交付には余裕をもって申請してください。

また、事務手続きでは印鑑を必要とすることが多いので、持参に努めてください。

事務局窓口取扱時間　　平　日　　9：00～18：00

土　曜　　9：00～17：00

3．学籍と掲示物

⑴　学籍

学籍とは、本校の学生としての身分を有することを意味するものです。したがって入学によって本校の学籍を取得し、卒業、退学、除籍等によって本校の学籍は消滅します。

⑵　学籍番号

学籍番号は、学生それぞれの学籍を記号で表したもので、入学から卒業するまで変わらず学生固有の番号となります。

また、試験を受けるとき、各種証明書の交付を受けるときなどに必要となりますので、正しく記憶してください。

学籍番号　１　１９　０１

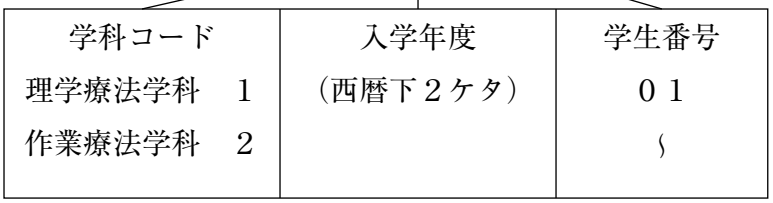

＜例：2019年度入学生：学籍番号１１９０１＞

⑶　学生証

学生証は、準則に定めているとおり常時携帯してください。

なお、紛失または汚損したときは、速やかに再交付を受けてください。

⑷　公用掲示板

本校が学生に対して行う通知及び連絡事項は、すべて掲示板への掲示により行います。掲示した事項は、全学生に周知したものとして取り扱いますので、掲示を見なかったことが原因で不利益を被ることがないよう、毎日必ず見る習慣をつけてください。

なお、むやみに掲示物を剥がしたり、汚損した場合は、処罰の対象となります。

⑸　学生用掲示板

校内において、ポスター等を掲示しようとするときは、掲示許可願を提出し、許可をうけたうえで掲示してください。

４．修学上の諸注意

⑴　学年暦と授業時間割

授業日程は、学年暦及び授業時間割によって行われます。授業時間は、下記の通りです。

担当教員の都合及び学校行事等のやむを得ない事情が生じた場合には休講する場合があります。この場合には、あらかじめ掲示により通知しますので注意してください。

なお、休講の掲示がなく、始業から20分を経過しても担当教員が来ない場合は、クラス委員が事務局まで申し出て、その指示に従ってください。

第１時限　9時00分~10時30分
第２時限　10時40分~12時10分
第３時限　13時20分~14時50分
第４時限　15時00分~16時30分
第５時限　16時40分~18時10分

⑵　補講期間

補講期間中に、補講のほか集中講義等が実施される場合があります。この場合には、あらかじめ掲示によって通知します。

⑶　欠席遅刻及び早退

出席状況は履修認定の際に非常に重視されます。出席状況不良の場合、定期試験が受験できません。

また、定期試験を欠席した場合、定期試験期間内に所定の用紙で願い出たうえ、教授会でやむをえない事由と認定されなければ追試験は実施されませんので十分に留意してください。

なお、病気その他の事由により授業を欠席、遅刻及び早退した（しようとする）場合は、必ず所定の用紙で事務局まで届け出てください。

⑷　単位互換

大学等で取得した単位の認定を希望する場合は、所定の期日までに単位認定願を事務局に提出してください。また、他の学校の授業科目を履修しようとする場合は、学外履修願を提出してください。

教授会の審査により許可及び認定が行われます。なお、詳細については事務局まで問い合わせてください。

⑸　試験注意事項

①　授業時間の3分の2以上出席し、授業料等を納付していないと受験できません。

②　遅刻は試験開始20分までとし、試験開始後30分は退室することができません。

③　定期試験および再試験において不正行為を行った場合、当該試験の点数が0点になり、原則として当該試験期間中におけるそれまでの受験科目の点数がすべて0点となります。また、学則により処分される場合がありますので十分留意してください。

④　再試験は、履修状況及び試験結果等を勘案し実施されます。不合格となっても再試験が実施されない場合がありますので、定期試験で合格するよう努めてください。

⑤　再試験の手続きは、再試験日の前日までに必ず完了してください。

⑹　提出及び手続き期限等

レポート等の提出物の提出及び再試験、追試験の手続き期限は厳守してください。期限後は、原則として受け取りませんので、その結果、単位取得できなくなることのないよう十分留意してください。また、口頭試問等の時間についても厳守してください。

⑺　試験結果及び単位認定

試験終了後、再試験該当者について、掲示にて通知します。また、単位認定についても、掲示にて通知します。

⑻　進級

本校は、単位制となっていますが、配当年次で単位取得ができなければ、進級できない場合がありますので、配当年次で単位取得をするように努めてください。

⑼　成績通知

成績通知書はクラス担任より、各自に配布します。また、学生の同意のもと保護者宛てにも通知します。

⑽　緊急時の取り扱い

①　暴風、大雨、洪水の各警報の発令時及び地震その他の災害時には、状況判断の上対応し、指示します。学校ホームページで確認または学校に連絡してください。

なお、テレビ、ラジオ等を通じて連絡する場合もあるので注意してください。

②　居住地または周辺地域の災害、交通機関の不通のため、やむを得ず遅刻または欠席した場合は、速やかにその旨を届け出てください。

⑾　臨床評価実習・臨床総合実習

臨床評価実習・臨床総合実習は、リハビリテーション医学、医療の実践を体験する極めて重要な科目です。

これは、多くの病院等の格別の協力のもとに行われています。実習に際して必要な基礎学識を備えていかなければ、病院等に指導上の負担加重を与え、実習効果が低下することになりますので十分留意してください。

５．学生支援室

学習支援、大学併修制度、就職活動支援と学生生活全般の相談に対応するため、学生支援室を設置しています。

⑴　学習支援

学習上の疑問を解決するため、個別・小集団による支援授業をおこなっています。カリキュラム科目支援授業と高等学校までの学習内容を再確認するための基礎学力支援授業の開講をおこなっています。

⑵ 大学併修制度

入学から卒業までの手続き、ならびにスクーリング（対面式授業）、科目修了試験実施の窓口になっています。科目履修方法の相談についても受け付けています。

⑶ 就職活動

求人票を閲覧することができます。就職活動支援として就職説明会を開催しています。また、就職活動に関わる一般教養試験対策、面接試験対策についても、逐次講座を開講しています。就職に関する相談についても受け付けています。

⑷ 学生相談

学習上の問題のみならず、心身の健康上の問題など学生生活全般の相談に、クラス担任と共に応じています。相談内容の秘密は厳重に守られますので、学生生活で問題が生じたときは、安心して気軽に相談、利用してください。

６．学生生活全般の諸注意

⑴ 電話の取次

学生個人に対する電話の呼び出しについては、取り次ぎをしませんので、ご家族等その他によく周知してください。

⑵ ロッカーの貸与

学生１人に1個のロッカーを貸与しますので、各自整理整頓に心掛けてください。

なお、ロッカーの鍵を紛失した場合は、事務局に速やかに届け出てください。この場合は、実費負担となりますので注意してください。

⑶ 服装

通学時の服装は本校の学生にふさわしく、質素、端正で華美にならないものを着用するよう心掛け、実験及び実習等を受講する場合には、所定の白衣を着用してください。

なお、原則として白衣は校内でのみ使用し、白衣姿で校外には出ないでください。

⑷ 校内の美化

施設や備品（机・椅子等）の取り扱い、教室の整理整頓、ゴミ・紙屑の除去等常に環境美化に心掛けてください。また、校内は土足厳禁となっていますので、指定の上履きを使用してください。

⑸　喫煙

本校敷地内での喫煙は全面的に禁止します。未成年者の喫煙は法律においても禁止されています。また、医療職としての健康管理上も喫煙は望ましくありません。

⑹　校内での負傷・発病

校内で負傷したり、発病した場合のために事務局に救急薬品等を常備しています。

また、発熱したり、気分が悪いときなどは、保健室のベッドを利用し、休養することが出来ます。保健室の利用にあたっては、必ず事務局に連絡してください。

⑺　拾得物

校内での落し物や遺失物があった場合は、事務局まで届け出てください。

また、紛失した場合には事務局まで問い合わせてください。

⑻　駐車・駐輪許可願

自家用車（バイク含む）を利用する場合は、駐車・駐輪許可願を事務局まで提出してください。校内の教職員及び来客用駐車場への駐車は、厳に禁じています。

また、改造車輌での通学や校内への乗り入れは原則禁止します。

⑼　交通事故防止

普段から交通ルールを遵守し、安全運転に心掛けてください。また飲酒運転は絶対に行わないでください。

なお、万一交通事故が発生したときは、速やかに事務局に事故報告を行ってください。

⑽　非常事態発生における対処方法

急病、けが、災害時（交通事故、地震、火災等）の非常事態に遭遇した場合には、人命救助及び110番、119番通報等緊急対応措置をとるとともに、速やかに事務局に連絡してください。

緊急連絡先　　事務局　088－866－6119

⑾　その他

飲酒・喫煙については、法を遵守し満20歳になるまで絶対行わないでください。また、ハラスメントも起こさないようお互い気をつけてください。

7. 福利厚生

⑴ 学生旅客運賃割引(学割証)

学割証が必要な学生は、事務局まで申し出てください。

⑵ 住所決定(変更)届け

住所届は、毎年４月に事務局に提出することとなっています。また、提出後に住所等を変更した場合にも届けることとなっています。

この届け出を怠ると、本校からの学生及び保護者に緊急に連絡する必要が生じたときに連絡がとれないこととなり、その結果、不利益を被ることのないよう十分に注意してください。

⑶ 学生総合保険

本校に学ぶ学生の正課(講義・実習等)、学校行事、通学等における不慮の災害、事故等を被った場合の補償としての保険で、本校の学生は全員加入することとなっています。保険適用等の詳細については、事務局まで問い合わせてください。

8. 課外活動

課外活動とは、学生が主体となる正課以外のスポーツ及び芸術等に関する活動に学生が自主的に参加して行う活動で、課外活動に参加することにより、健やかな心身と豊かな情操が養われ、人間形成のために極めて有意義なものです。

本校では、課外活動へ積極的に参加することを奨励しており、優れた課外活動団体に対しては、助成金を交付しています。

なお、学生団体結成及び継続等については、所定の手続きを行うこととなっていますので、事務局まで問い合わせてください。

9. 附属図書館

附属図書館の利用については、別に定めてある土佐リハビリテーションカレッジ附属図書館規程にしたがい、また下記の事項に注意して活用してください。

⑴ 閲覧方法

① 図書の検索

書架は、開架式になっていますので、直接自由に探すことができます。また、室内に設置されている蔵書リストを見て探す方法もあります。

ア 蔵書リストで見たい図書の分類番号を見つける。

イ 書架の側面に分類番号が貼り出してあるので、該当する棚からその図書を引き出す。

ウ　該当する棚に本がない場合、室内で閲覧中の人もなく、貸出もされていないときには、図書館運営委員に申し出てください。

② 製本準備中の雑誌の閲覧

製本準備中の雑誌の閲覧希望者は、図書運営委員に申し出てください。

⑵ 貸出手続き

① 一般図書

図書の貸出を受けようとする場合は、必要事項を図書の裏表紙内側の貸出カードに記入し、受付カウンターに置いてあるカードボックスに入れてください。

② 禁帯図書

辞書・図譜・資料・逐次刊行物は貸し出してはいません。なお逐次刊行物は、未製本、製本済を問わず、すべて禁帯出となっています。これは、紛失した場合に補充できないためです。

⑶ 返却手続き

返却する図書は、受付カウンターに置いてあるカードボックスより貸出カードを取り出し、返却年月日を記入したうえで、所定の書架に図書を返却してください。

⑷ その他の利用上の注意

① 借り出した図書は、大切に取り扱い、頁を切り取ったり、書き入れたりしないでください。

② 館内閲覧の際、取り出した図書は必ずもとの場所に戻してください。

③ 貸出手続きをしないで図書を館外に持ち出すことは、厳に禁じています。

④ 職員に対する貸出冊数、貸出期間については、申し出の冊数及び期間とします。

⑸ 文献複写

文献の複写を希望する場合は、図書館内に設置してある複写機を有料（実費）で使用することができます。使用時間は、開館時間内です。

なお、文献を複写する場合は、著作権法に違反しないよう、次の点に留意してください。

① 勉学・研究を目的とする場合のみ複写できる。

② 資料全体を複写することができない。

③ 一資料から複写できる部数は、一部に限られる。

10. 国家試験

理学療法士または作業療法士を志望する者は、理学療法士または作業療法士の国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければなりません。免許の受領について、理学療法士及び作業療法士法第４条第1号に「罰金以上の刑に処せられた者」について、免許を与えないことがあるとされていますの

で、道路交通法違反での指定速度超過、業務上過失傷害等の罰金により、免許が受領できないことのないよう日常生活に十分注意してください。

なお、罰金刑に処せられた場合は、必要書類を必ず保管しておいてください。

11. 奨学金制度

奨学金としては、日本学生支援機構の奨学金が主なものですが、その他にも地方公共団体及び病院や民間育英団体等の行う奨学金があり、募集については、その都度掲示します。詳細については、事務局まで問い合わせください。

学生関係規則

土佐リハビリテーションカレッジ学生納付金等に関する規則

（趣　旨）

第1条　土佐リハビリテーションカレッジ学則第35条の規定に基づき、土佐リハビリテーションカレッジ（以下「本校」という。）における学生納付金等の納入について、学則36条に定めるもののほか、以下のように定める。

（入学検定料）

第2条　本校に入学を希望する者、または、再入学を希望する者の入学検定料は、30,000円とする。

2　理学療法学科または作業療法学科を第2志望として志願する場合は、第2志望に係る入学検定料は徴収しない。

3　科目等履修生または研究生として入学を希望する者の入学検定料は、上記の定めにかかわらず10,000円とする。

4　既納の入学検定料は返却しない。

（学生納付金）

第3条　本校における学生納付金（以下「納付金」という。）は入学金、授業料、実験実習費、施設拡充費、臨床実習宿舎経費とする。

（納付金の納入）

第4条　当該年度に係る納付金は、各期の本校の指定する期日までに納入しなければならない。ただし、臨床実習宿舎経費は前期に全額納入するものとする。

（納入期限の告示）

第5条　正規学生の納める納入金等については、各期に入りしだい納入通知書を送付することをもって納入期限の告示とする。

（入学金等の納入）

第6条　本校に入学する者または再入学するものの入学金は200,000円とし、学生募集要項に記載する期日または本校の指定する期日までに納入しなければならない。

2　上記にかかわらず、指定校推薦、特別推薦、AO推薦入試による合格者の入学金は、100,000円とする。

3　本校に入学する者は、学生募集要項に定めるところにより、その期日までに納付金を納入しなければならない。

4　入学を目的として納入した納付金は、入学年度の前年度3月25日までに入学を辞退した場合は、学

生募集要項に定めるものを除き返却する。

5　既納の入学金は返却しない。

（納付金の額）

第7条　正規学生の授業料は、年額580,000円とする。

2　正規学生の実験実習費は、年額250,000円とする。

3　正規学生の施設拡充費は、年額260,000円とする。

（臨床実習宿舎経費）

第8条　臨床総合実習および臨床評価実習に係る経費として臨床実習宿舎経費を納入しなければならない。

2　臨床実習宿舎経費の納入学年とその額は別に定める。

3　臨床実習宿舎経費の扱いについては別に定める。

（学生総合保険）

第9条　本校学生は、本校指定の学生総合保険に必ず加入するものとし、保険会社の提示する保険料を本校の指定する期日までに納入しなければならない。

（科目等履修生の納付金）

第10条　科目等履修生の入学金は10,000円とし、授業料は科目ごとに履修する科目に定められている単位数に30,000円を乗じた額を合算した額とする。

2　必要に応じて科目等履修生より実習費を徴収することができる。実習費の額は実習内容を勘案してその都度校長が定める。

3　前年度に引き続き科目等履修生を続ける場合は、入学検定料、入学金は徴収しないものとする。

（研究生の納付金）

第11条　研究生の入学金は10,000円とし、授業料は在籍する月ごとに1ヶ月あたり10,000円とする。

2　研究生より実験実習費、施設拡充費は徴収しないものとする。

3　前年度に引き続き研究生を続ける場合は、入学検定料、入学金は徴収しないものとする。

（停学者の納付金）

第12条　停学を命じられた者は、その期間にかかる納付金を納入しなければならない。

（休学・退学・復学の場合の納付金）

第13条　休学期間中に始まり、同期間中に終わる学期に係る授業料および実験実習費は徴収しない。

2　学期途中で休学または退学した場合、既納の納付金は返却しない。

3　学期途中で復学する場合、当該学期にかかる納付金を納入しなければならない。

（必要経費及び手数料の徴収）

第14条　納付金以外に必要に応じ、必要経費または手数料を徴収することができる。

①　各種証明書の手数料は、1 件につき600円とする。

②　追試験または再試験の手数料は、1科目につき3,000円とする。ただし、実習または実技についての追試験または再試験の手数料は徴収しない。

2　前項以外の必要経費または手数料の金額及び徴収方法については、その都度理事長が決定する。

付　則

1　この規則は、平成19年８月１日から施行する。

2　この規則は、平成22年４月１日から施行する。

3　この規則は、平成24年４月１日から施行する。

4　この規則は、平成26年４月１日から施行する。

5　この規則は、平成31年４月１日から施行する。

土佐リハビリテーションカレッジ臨床実習宿舎経費徴収規則

（目　的）

第1条　土佐リハビリテーションカレッジ（以下「本校」という。）学生が、正規の履修科目である臨床評価実習ならびに臨床総合実習（以下「実習」という。）期間中に利用する宿舎経費及びその他の費用の支出を適正に行うため本規則を定める。

（納付義務）

第2条　臨床実習宿舎経費（以下「宿舎経費」という。）が未納の者は、実習に参加することができない。

（宿舎経費の徴収基準及び徴収額）

第3条　2年次から4年次までに行う実習におのおの1回参加した場合を基本とし、これにかかる経費を宿舎経費とする。

2　理学療法学科学生の宿舎経費は、総額300,000円とする。

3　作業療法学科学生の宿舎経費は、総額350,000円とする。

（宿舎経費の徴収時期）

第4条　宿舎経費は、次に定める額及び時期に徴収する。

①　作業療法学科2年次に在籍する学生から、50,000円を前期学納金等の納付時期に合わせ徴収する。

②　理学療法学科及び作業療法学科の3年次に在籍する学生から、100,000円を前期学納金等の納付時期に合わせ徴収する。

③　理学療法学科及び作業療法学科の4年次に在籍する学生から、200,000円を前期学納金等の納付時期に合わせ徴収する。

（支出費用の範囲）

第5条　宿舎経費のうち、本校の支出範囲は次の各号に掲げる費用とし、これ以外は学生の負担とする。

①　利用宿泊施設の家賃、水光熱費、火災保険料及び自治会費

②　年契約宿舎（アパート等）の合鍵複製料及び契約更新料

③　新規契約宿泊施設の仲介料等の契約費用

④　宿舎解約に伴う修繕費、清掃費その他の費用

⑤　実習期間中に利用する公共交通機関の通勤定期料金と通学定期料金の差額費用

⑥　その他校長が必要と認める費用

（進級できなかった学生の宿舎経費の扱い）

第６条　進級できなかった学生（以下「留年生」という。）に係る宿舎経費は、実習参加の有無を基準とし、以下の各号のとおり扱うものとする。

①　作業療法学科２年次の留年生で前年度の実習の単位未修得者から、再度宿舎経費として50,000円を徴収する。

②　理学療法学科及び作業療法学科３年次の留年生で前年度の実習の単位未修得者から、再度宿舎経費として100,000円を徴収する。

③　理学療法学科及び作業療法学科４年次の留年生で前年度の実習の単位未修得者から、再度宿舎経費として200,000円を徴収する。

④　前記①と②は、４月から９月までの前期について休学した場合、第４条の規定にかかわらず当該年度に係る宿舎経費を後期学納金等の納付時期に合わせて徴収する。

（実習未受講者に対する扱い）

第７条　宿舎経費を納入した学生が当該年度の実習を受けることができなかった場合、当該年度にかかる宿舎経費は返却する。

（附　則）

１　本規則は平成19年度に１年次に在籍する学生から適用する。

２　理学療法学科実習会計規則及び作業療法学科実習会計規則は廃止する。

３　本規則は平成20年４月１日より施行する。

４　本規則は平成22年４月１日より施行する。

５　本規則は平成23年４月１日より施行する。

土佐リハビリテーションカレッジ科目等履修生規則

（趣　旨）

第1条　土佐リハビリテーションカレッジ学則27条の規定に基づき、土佐リハビリテーションカレッジ（以下「本校」という。）における科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

（入学資格）

第2条　科目等履修生として入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　高等学校または中等教育学校を卒業した者

⑵　学校教育法施行規則第77条の５の規則により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

⑶　その他本校において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（出願手続）

第3条　科目等履修生として本校に入学を希望する者は、次の各号に掲げる書類に入学検定料を添えて、学期の始まる日の1ヶ月前までに提出しなければならない。

⑴　入学願（第1号様式）

⑵　履歴書（第2号様式）

⑶　その他本校が必要と認める書類

（入学者の選考）

第4条　前条の入学希望者について、教授会は選考を行う。

（入学の許可）

第5条　前条の選考結果に基づき合格した者は、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

２　校長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

（入学の時期）

第6条　科目等履修生の入学の時期は、原則として学年または学期のはじめとする。

（在学期間）

第7条　在学期間は、入学を許可された年度内とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、在学期間を延長することができる。

（単位の授与）

第８条　授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

２　校長は、前項の規定により単位を与えられた者から申し出があったときは、単位取得証明書を交付する。

（授業料の納付）

第９条　科目等履修生は、在学予定期間に応じ、前期及び後期に区分し、６ヶ月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとする。

（入学検定料・入学金及び授業料等）

第10条　科目等履修生の入学検定料、入学金、授業料等の額は別に定める。

２　科目によっては、実習費を徴収することができる。

３　既納の入学検定料、入学金及び授業料等は、返却しない。

（履修の中止）

第11条　本校の規則に違反した者または病気その他の理由により科目等履修生として不適当と認められる者に対しては、校長は授業科目の履修の中止を命ずる。

（規則の準用）

第12条　科目等履修生については、この規則に定めるもののほか、本校学生に関する規則を準用する。

（雑　則）

第13条　この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、教授会で定める。

附　則

１　この規則は、平成19年４月１日より施行する。

第１号様式

科目等履修生入学願

年　月　日

土佐リハビリテーションカレッジ
校 長　宮 本 謙 三　様

郵便番号
住　所
氏　名　　印
連 絡 先　自宅
電話番号　携帯

このたび、土佐リハビリテーションカレッジにおいて開講される下記の授業を履修したいので許可をお願いします。

記

授業科目	単位	開講期間	担当教員氏名及び認印
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞

注）非常勤講師が担当する授業については、予め当該学科長に相談すること

第２号様式

履　歴　書

年　月　日

フリガナ

氏　名　　㊞

生年月日　昭和・平成　年　月　日生（満　歳）

現 住 所　　℡

学　歴		
年	月	中学校卒業
職　歴		
年	月	
免許・資格		
年	月	

土佐リハビリテーションカレッジ研究生規則

（趣　旨）

第1条　土佐リハビリテーションカレッジ学則28条の規定に基づき、土佐リハビリテーションカレッジ（以下「本校」という。）における研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

（入学資格）

第2条　研究生として入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　理学療法士養成施設を卒業した者

⑵　作業療法士養成施設を卒業した者

⑶　その他本校において、相当の年齢に達し、理学療法士養成施設または作業療法士養成施設を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（出願手続）

第3条　研究生として本校に入学を希望する者は、次の各号に掲げる書類に入学検定料を添えて、研究開始を希望する日の1ヶ月前までに提出しなければならない。

⑴　入学願（第1号様式）

⑵　履歴書（第2号様式）

⑶　その他本校が必要と認める書類

（入学者の選考）

第4条　前条の入学希望者について、教授会は選考を行う。

（入学の許可）

第5条　前条の選考結果に基づき合格した者は、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

2　校長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

（研究期間）

第6条　研究期間は、入学を許可された年度内とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、研究期間を延長することができる。

（指導教員）

第7条　研究を許可した者に対して、校長は指導教員を定める。

2　研究生は、指導教員の指導を受けて研究に従事するものとする。

（研究終了報告）

第８条　研究生は、研究期間が満了したときまたは研究期間の中途で研究を終えたときは、研究成果の概要を記載した研究終了報告書を指導教員を経て、校長に提出するものとする。

２　校長は、前項の研究終了報告書を提出した者から申し出があったときは、研究主題及び研究期間を記載した研究証明書を交付することができる。

（授業料の納付）

第９条　研究生は、研究期間に応じ、６ヶ月ごとに、６ヶ月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとする。ただし、研究期間が６ヶ月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとする。

（入学検定料・入学金及び授業料等）

第10条　研究生の入学検定料、入学金、授業料等の額は別に定める。

２　既納の入学検定料、入学金及び授業料等は、返却しない。

（研究の中止）

第11条　本校の規則に違反した者または病気その他の理由により研究の見込みがない者に対しては、校長は研究の中止を命ずる。

（規則の準用）

第12条　研究生については、この規則に定めるもののほか、本校学生に関する規則を準用する。

（雑　則）

第13条　この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、教授会で定める。

附　則

１　この規則は、平成19年４月１日より施行する。

第１号様式

研究生入学願

年　月　日

土佐リハビリテーションカレッジ
校 長　宮 本 謙 三　様

郵便番号
住　所
氏　名　　印
連 絡 先　自宅
電話番号　携帯

このたび土佐リハビリテーションカレッジにおいて、下記の課題で研究を行いたいので許可をお願いします。

記

研 究 課 題	
研究開始希望日	
研究終了予定日	
指導教員指名	

注）予め、指導を希望する教員が受け入れ可能であることを確認すること

第２号様式

履　歴　書

年　月　日

フリガナ

氏　名　　㊞

生年月日　昭和・平成　年　月　日生（満　歳）

現 住 所　　TEL

学　歴		
年	月	中学校卒業
職　歴		
年	月	
免許・資格		
年	月	

土佐リハビリテーションカレッジ個人情報取り扱い要領

本校は、入学手続き及び在学中の各種手続きにおいて学生から提供いただいた個人情報について、学生の利益と円滑な学校運営の観点からのみ取扱います。よって学生自身の同意の上に、以下の目的のために利用し、必要に応じて最小限の個人情報を第三者に提供することがあります。

1. 利用目的

本校が取得した学生の個人情報は以下の目的で利用されます。

① 学籍管理、履修登録管理、成績管理、授業運営
② 学費納付管理、健康管理、奨学金受給管理
③ 学生証及び各種証明書等の発行
④ 図書館利用管理、情報演習室利用ID 管理
⑤ 臨床実習指導者との学生情報の共有
⑥ 就職状況管理、国家試験情報管理
⑦ 学生実習宿舎管理、学生駐車場管理
⑧ 成績通知書の保護者への送付
⑨ 保護者との成績・履修相談
⑩ 卒業後の各種案内送付

2. 第三者への個人情報の提供

本校が取得した学生の個人情報は、次の関係者に限り必要最低限の情報を提供することがあります。

ただし、⑤~⑧については本人からの申し出がある場合、情報の提供はおこないません。

① 臨床実習施設及び臨床実習指導者
② 厚生労働省（国家試験受験申請手続き等）
③ 上記1の個人情報を扱う業務を、適切な取扱いを確約し受託した外部事業者
④ 保証人（滞納学納金督促等）
⑤ 保護者（成績通知等）
⑥ 土佐リハビリテーションカレッジ後援会
⑦ 土佐リハビリテーションカレッジ同窓会（未来会）
⑧ （社）日本理学療法士協会、（社）日本作業療法士協会

担当教員一覧

理学療法学科担当教員一覧

＜基礎分野＞

科　目　名	担当教員	備　考
人間科学概論	飯高伸五	社会人類学博士　高知県立大学准教授（文化学部）
生命科学概論	種田耕二	理学博士　高知大学名誉教授
脳科学概論	繁桝博昭 他	心理学博士　高知工科大学准教授（情報学群）
社会福祉学概論	鈴木孝典	人間学博士　高知県立大学准教授（社会福祉学部）
人間発達学	宮本謙三	医学博士　本校講師（校長）理学療法士
日本語表現法	公文素子	文学修士　本校非常勤講師
保健用語	奥田教宏	医科学修士　本校講師　理学療法士
基礎英語	宮本祥子	学術修士　本校講師　理学療法士
医学英語	宮本祥子	本校講師
医療統計学	宅間豊	保健学博士　本校講師（副校長）理学療法士
情報処理入門	竹林秀晃	医学博士　本校講師（理学療法学科長）　理学療法士
保健体育	野田智洋	博士（コーチング学）高知大学講師（医学部体育学教室）

＜専門基礎分野＞

科　目　名	担当教員	備　考
人体の構造Ⅰ	大迫洋治	獣医学博士　高知大学准教授（医学部解剖学講座）
人体の構造Ⅱ	大迫洋治	獣医学博士　高知大学准教授（医学部解剖学講座）
人体の機能Ⅰ	椛秀人	医学博士　高知大学名誉教授
人体の機能Ⅱ	椛秀人	医学博士　高知大学名誉教授
運動学Ⅰ(総論･下肢)	井上佳和	教育学修士　本校講師（教務部長）理学療法士
運動学Ⅱ(上肢･体幹)	井上佳和	本校講師
筋機能解剖学	渡邊家泰	本校講師　理学療法士
人体の構造演習Ⅰ	宮本謙三	本校講師
人体の構造演習Ⅱ	宮本謙三	本校講師
人体の機能演習Ⅰ	奥田教宏	本校講師
人体の機能演習Ⅱ	奥田教宏	本校講師
運動学演習Ⅰ(総論･下肢)	宮本祥子	本校講師
運動学演習Ⅱ(上肢･体幹)	宮本祥子	本校講師
体表解剖学	岡部孝生	教育学修士　本校講師　理学療法士
臨床運動学	宅間豊	本校講師
運動生理学	宅間豊	本校講師
神経生理学	岡部孝生	本校講師
病理学	高橋保	元高知大学医学部附属病院病理診断部
医学概論	宮本謙三	本校講師
内科学	高知大学医学部内科学講座スタッフ 他	
整形外科学	宅間豊 他	本校講師
精神医学	藤田博一 他	医学博士　高知大学准教授（医学部医学教育創造・推進室）
小児科学	島崎洋成	医学博士　田野病院　小児科医師
神経内科学	大崎康史 他	医学博士　高知大学講師（医学部神経内科学講座）
臨床心理学	鹿間淳史	児童学修士　高知ハーモニー・ホスピタル　臨床心理士
神経学	渡邊家泰 他	本校講師
整形外科学演習	奥田教宏	本校講師
神経内科学演習	岡部孝生	本校講師
精神医学演習	井上佳和	本校講師
リハビリテーション概論	宅間豊	本校講師
リハビリテーション医学	井上佳和	本校講師
医療倫理学	竹林秀晃 他	本校講師
作業療法概論	畑田早苗 他	医学博士　本校講師（学生支援室長）作業療法士

理学療法学科担当教員一覧

＜専門分野＞

科　目　名	担当教員	備　考
理学療法概論Ⅰ(総論)	竹　林　秀　晃	本校講師
理学療法概論Ⅱ(評価･治療学)	竹　林　秀　晃	本校講師
理学療法研究法	竹　林　秀　晃 他	本校講師
臨床実習入門	宅　間　　豊 他	本校講師
理学療法特論Ⅰ(臨床思考･内部障害)	川　村　博　文	医学博士　甲南女子大学教授　理学療法士
	井　上　佳　和	本校講師
理学療法特論Ⅱ(理学療法トピックス)	竹　林　秀　晃 他	本校講師
理学療法セミナーⅠ(卒業研究計画)	本校講師	
理学療法セミナーⅡ(国家試験対策)	本校講師	
卒　業　研　究	本校講師	
理学療法評価学Ⅰ(総論･バイタル)	岡　部　孝　生	本校講師
理学療法評価学Ⅱ(形態)	竹　林　秀　晃	本校講師
理学療法評価学Ⅲ(筋力)	宮　本　祥　子	本校講師
理学療法評価学Ⅳ(神経･感覚)	岡　部　孝　生	本校講師
理学療法評価実習	奥　田　教　宏 他	本校講師
理学療法評価法演習	宮　本　謙　三	本校講師
運動分析学	渡　邊　家　泰	本校講師
運動療法学Ⅰ(総論)	竹　林　秀　晃	本校講師
運動療法学Ⅱ(障害別各論)	竹　林　秀　晃	本校講師
物理療法学Ⅰ(温熱･光線療法)	岡　部　孝　生	本校講師
物理療法学Ⅱ(電気療法)	岡　部　孝　生	本校講師
装具療法学Ⅰ(下肢)	渡　邊　家　泰	本校講師
装具療法学Ⅱ(上肢･体幹)	渡　邊　家　泰	本校講師
義　肢　学	鶴　見　隆　正	医学博士　湘南医療大学教授　理学療法士
義肢装具学演習	小　谷　和　男	小谷義肢　義肢装具士
日常生活活動学Ⅰ(総論)	井　上　佳　和	本校講師
日常生活活動学Ⅱ(障害別各論)	井　上　佳　和	本校講師
神経障害理学療法学Ⅰ(脳卒中)	渡　邊　家　泰	本校講師
神経障害理学療法学Ⅱ(神経難病)	渡　邊　家　泰	本校講師
運動器障害理学療法学Ⅰ(下肢)	奥　田　教　宏	本校講師
運動器障害理学療法学Ⅱ(上肢)	奥　田　教　宏	本校講師
運動器障害理学療法学Ⅲ(体幹)	奥　田　教　宏	本校講師
脊髄障害理学療法学	宮　本　祥　子	本校講師
発達障害理学療法学	宮　本　祥　子	本校講師
呼吸器障害理学療法学	宅　間　　豊	本校講師
循環器障害理学療法学	大　重　　匡	医学博士　鹿児島大学教授　理学療法士
理学療法技術論	宮　本　省　三 他	高知医療学院　理学療法士
スポーツ理学療法学	森　本　哲　郎 他	医学博士　もりもと整形外科内科　院長
地域リハビリテーション学	滝　本　幸　治	医学博士　奈良学園大学講師　理学療法士
地域リハビリテーション演習	竹　林　秀　晃	本校講師
地域理学療法学Ⅰ(総論)	吉　良　健　司 他	訪問看護ドリームチーム　理学療法士
地域理学療法学Ⅱ(在宅･施設理学療法)	奥　田　教　宏 他	本校講師
臨床評価実習	本校講師	
臨床総合実習Ⅰ	本校講師	
臨床総合実習Ⅱ	本校講師	

作業療法学科担当教員一覧

＜基礎分野＞

科目名	担当教員	備考
人間科学概論	飯高伸五	社会人類学博士　高知県立大学准教授（文化学部）
生命科学概論	種田耕二	理学博士　高知大学名誉教授
脳科学概論	繁桝博昭 他	心理学博士　高知工科大学准教授（情報学群）
社会福祉学概論	鈴木孝典	人間学博士　高知県立大学准教授（社会福祉学部）
人間発達学	宮本謙三	医学博士　本校講師（校長）理学療法士
日本語表現法	公文素子	文学修士　本校非常勤講師
保健用語	箭野豊	医科学修士　本校講師　作業療法士
基礎英語	宮本祥子	学術修士　本校講師　理学療法士
医療統計学	萩原賢二	学術修士　本校講師　作業療法士
情報処理入門	稲富惇一	本校講師　作業療法士
保健体育	野田智洋	博士（コーチング学）高知大学講師（医学部体育学教室）

＜専門基礎分野＞

科目名	担当教員	備考
人体の構造Ⅰ	大迫洋治	獣医学博士　高知大学准教授（医学部解剖学講座）
人体の構造Ⅱ	大迫洋治	獣医学博士　高知大学准教授（医学部解剖学講座）
人体の機能Ⅰ	椛秀人	医学博士　高知大学名誉教授
人体の機能Ⅱ	椛秀人	医学博士　高知大学名誉教授
運動学Ⅰ	稲富惇一	本校講師
運動学Ⅱ	片岡聡子	保健学修士　本校講師（作業療法学科長）作業療法士
人体の構造演習Ⅰ	宮本謙三	本校講師
人体の構造演習Ⅱ	宮本謙三	本校講師
人体の機能演習Ⅰ	萩原賢二	本校講師
人体の機能演習Ⅱ	桂雅俊	本校講師　作業療法士
運動学演習Ⅰ	箭野豊	本校講師
運動学演習Ⅱ	稲富惇一	本校講師
病理学	高橋保	元高知大学医学部附属病院病理診断部
医学概論	宮本謙三	本校講師
内科学	高知大学医学部内科学講座スタッフ 他	
整形外科学	宅間豊 他	保健学博士　本校講師（副校長）理学療法士
精神医学	藤田博一 他	医学博士　高知大学准教授（医学部医学教育創造・推進室）
小児科学	島崎洋成	医学博士　田野病院　小児科医師
神経内科学	大崎康史 他	医学博士　高知大学講師（医学部神経内科学講座）
臨床心理学	鹿間淳史	児童学修士　高知ハーモニー・ホスピタル　臨床心理士
神経学	萩原賢二	本校講師
医療学セミナーⅠ（病理学）	萩原賢二	本校講師
医療学セミナーⅡ（精神医学）	畑田早苗	医学博士　本校講師（学生支援室長）作業療法士
医療学セミナーⅢ（整形外科学）	桂雅俊	本校講師
作業療法神経学Ⅰ	片岡聡子	本校講師
作業療法神経学Ⅱ	萩原賢二	本校講師
リハビリテーション概論	宅間豊	本校講師
リハビリテーション医学	井上佳和	教育学修士　本校講師（教務部長）理学療法士
医療倫理学	片岡聡子	本校講師
理学療法概論	竹林秀晃 他	医学博士　本校講師（理学療法学科長）　理学療法士

作業療法学科担当教員一覧

＜専門分野＞

科　目　名	担当教員	備　考
作業療法概論Ⅰ	片岡聡子	本校講師
作業療法概論Ⅱ	片岡聡子	本校講師
基礎作業学	稲富惇一	本校講師
基礎作業学実習Ⅰ	稲富惇一他	本校講師
基礎作業学実習Ⅱ	萩原賢二他	本校講師
環境適応学	桂雅俊	本校講師
義肢装具学	石井誠二	医学博士　総合病院回生病院　作業療法士
作業療法セミナーⅢ(卒業研究計画)	箭野豊	本校講師
作業療法セミナーⅣ(国家試験対策)	本校講師	
作業療法研究法	箭野豊	本校講師
卒業研究	本校講師	
作業療法評価学Ⅰ(概論)	稲富惇一	本校講師
作業療法評価学Ⅱ(各論Ⅰ)	桂雅俊	本校講師
作業療法評価学Ⅲ(各論Ⅱ)	箭野豊	本校講師
作業療法評価学Ⅳ(各論Ⅲ)	佐野秀平	海辺の杜ホスピタル　作業療法士
環境適応評価学	桂雅俊	本校講師
作業療法評価実習	本校講師	
作業療法評価法演習	萩原賢二他	本校講師
身体障害作業療法学Ⅰ(脳血管障害)	片岡聡子	本校講師
身体障害作業療法学Ⅱ(高次脳機能障害)	稲富惇一	本校講師
身体障害作業療法学Ⅲ(神経筋疾患)	萩原賢二	本校講師
身体障害作業療法演習Ⅰ	片岡聡子	本校講師
身体障害作業療法演習Ⅱ	箭野豊	本校講師
運動器障害作業療法学(脊髄損傷)	石井誠二他	医学博士　総合病院回生病院　作業療法士
呼吸･循環器障害作業療法学	細川忠他	ライフチェンジ　作業療法士
発達障害作業療法学Ⅰ(正常発達･評価)	箭野豊	本校講師
発達障害作業療法学Ⅱ(治療学)	箭野豊	本校講師
精神障害作業療法学Ⅰ(治療構造・統合失調症)	畑田早苗	本校講師
精神障害作業療法学Ⅱ(疾患別治療法)	畑田早苗	本校講師
環境適応作業療法学Ⅰ(脳血管障害の日常生活動作)	片岡聡子	本校講師
環境適応作業療法学Ⅱ(実践的介助法)	箭野豊他	本校講師
環境適応作業療法学Ⅲ(脊髄損傷の日常生活動作)	桂雅俊	本校講師
環境適応作業療法学Ⅳ(福祉用具)	稲富惇一他	本校講師
精神科作業療法演習Ⅰ	畑田早苗	本校講師
精神科作業療法演習Ⅱ	畑田早苗	本校講師
作業療法特論(トピックス)	淡野義長他	長崎リハビリテーション病院　作業療法士
作業療法セミナーⅠ(集団1)	桂雅俊他	本校講師
作業療法セミナーⅡ(集団2)	萩原賢二	本校講師
治療学セミナー(症例報告)	山本伸一他	山梨リハビリテーション病院　作業療法士
地域作業療法学Ⅰ	稲富惇一他	本校講師
地域作業療法学Ⅱ	宮崎宏興他	いねいぶる　作業療法士
職業前関連活動	箭野豊他	本校講師
老年期作業療法学Ⅰ	畑田早苗他	本校講師
老年期作業療法学Ⅱ	萩原賢二	本校講師
臨床評価実習	本校講師	
臨床総合実習Ⅰ	本校講師	
臨床総合実習Ⅱ	本校講師	